

平成19年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成19年12月21日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成19年12月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 追加議案説明
- 日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第27号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第28号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定について
- 日程第11 議案第29号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第30号 平成19年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結について
- 日程第13 発議第5号 最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第7号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第8号 「非核平和都市宣言」に関する決議の提出について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案説明
- 日程第2 議案第2号 平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第3号 平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第4号 平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第5 議案第5号 平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第27号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(説明・質疑・委員会付託)
- 日程第10 議案第28号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定について(説明・質疑・委員会付託)
- 日程第11 議案第29号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第12 議案第30号 平成19年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結について
- 日程第13 発議第5号 最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第15 発議第7号 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第8号 「非核平和都市宣言」に関する決議の提出について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第19 一般質問
- 日程第9 議案第27号 平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(委員長報告)
- 日程第10 議案第28号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定について(委員長報告)

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君

21番 平川 敏郎君 22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君 24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君 26番 新山 玄雄君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	浜中 清孝君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
税務課長	橋本 澄夫君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第1．追加議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第1、追加議案の説明。

町長より追加議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） おはようございます。議員各位におかれましては、初日に引き続きまして御参集を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日、追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号は、平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,937万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ151億8,970万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成19年度の再編交付金の内示額を計上し、歳出につきましては、議案第28号で提案いたしております基金への積み立てをするものであります。

議案第28号は、周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定についてであります。

本町内の小学校6年生までの医療費助成事業に係る経費に充てるため、ちびっ子医療費助成事業基金を設置するため条例を制定するものであります。

小学1年生から6年生までの町内の児童の医療費の無料化を図る「ちびっ子医療費助成制度」を新たに創設し、少子化が進行する本町において、子供を育てやすい環境を整備することが最善の方策であると判断をしたところであります。

さらには、原油の高騰など生活への影響が出る中で、想定にない医療費の負担を軽減し、子育て世代を応援し、若者が住みやすい町を目指すものであります。

このような観点から、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条第2項の規定に基づき、地方自治法第241条の基金を造成するため、周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例を制定するものであります。

議案第29号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

排水設備指定工事店の指定の手数料につきまして、5年目の更新を行う場合の手数料を定めていませんでしたので、このたび別表に加えようとするものであります。

議案第30号は、平成19年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結についてであります。

指名競争入札の結果、山口市の株式会社山産が落札したので、この業者と工事請負契約の締結をするものであります。

以上が、本日追加提案をしている議案であります。概要につきましては御説明をいたしましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で追加議案の説明を終わります。

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第2、議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から、日程第8、議案第8号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、反対の立場から討論を行います。

今回の国保特別会計の反対討論に当たりましては、私自身が今日まで討論してきた、一つは執行部が主張している国保制度は相互扶助制度であり、という点を否定すること。そしてまた2点目として、特別会計は独立採算制が原則との認識との繰り返しの発言に対して否定する立場、3点目、なぜ高い国民健康保険税になっているのか。以上の点の立場を明確にし、討論したいと思います。

まず1点、国保制度の加入者の相互扶助の論議は、基本的には戦前の論議でしかありません。確かに戦前の制度は、そのスタンスでありました。しかし、戦後、民主憲法が出発し、憲法の25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」また、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」、このようになっております。ここに国保制度の根幹があると、これがまず第1点であります。

それと2点目、特別会計は独立採算制が原則との本会議初日での町長の認識を、ぜひ改めていただきたい。この立場から2点目として、これまで「加入者の応分の負担を求める」、こういう言い方ですべての分野で、実は負担増が行われてきました。詳細はきょうの一般質問で行う予定であります。現実的に周防大島町の特別会計で、独立採算制でできる特別会計はないにもかかわらず独立採算論を言うことは、結局、負担増を合理化するものでしかないものだという点であります。

3点目、何で今、周防大島町の国民健康保険税が高いのか。この点について言えば 私は今まで議場で何回も言ってきたんですが 国の医療費負担の減額、その部分を自治体と加入者に押しつけてきたこと。また、退職者医療導入時の国の見込み違い、ここに今の根本的な原因がある、このように考えております。

調べてみますと、私がまだ議員になる前、57年から昭和62年当時、毎年のように引き上げがされておりました。それが現在の大きな高い水準に位置しているという状況であります。それでも議会ごとに、国民健康保険税は高い、引き下げるよう求めてきました。その結果として引き下げには至らなかったものの、実質的には、御承知のようにその他繰り入れ分として毎年予算に計上し、一定の引き上げを抑えてきたというのが現実であります。

今日の国保税の状況、これは平成18年度、4点すべてにおいて引き上げがされました。所得割、資産割、均等割、平等割、すべての税率を上げ、1世帯当たり2万円、1人当たり1万3,000円。これぐらいの引き上げになれば、国民健康保険税は高い、どうにかしてほしい、この声が、私は町長に届いて当たり前ではないかというふうに思います。

また、ここ数年来、資格証明書の発行や短期保険証の発行、これを実際的にはぜひ慎重に取り扱わなければならない、こういう点も主張してまいりましたが、残念ながら県の資料を見ると、かなりの世帯に波及しております。これらを改めるべきだというふうに考えます。

最後に、審議の過程の中で、私は1点述べておかなければならないというふうに思います。今回の国民健康保険税関係、大幅な変更がありました。にもかかわらず、担当答弁者が席に着いていないという状況、事前に。だから、私自身が同じ質問を3回繰り返した。やはり、きちっと席に着いて、事前に席に着いて議員の質問に答えるべきだという点を討論の中に入れておきたいというふうに思います。

以上の点から、反対の立場からの討論としたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成19年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成19年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成19年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号平成19年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号平成19年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号平成19年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号平成19年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9・議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第27号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、本日、追加提案いたしました議案第27号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をいたします。

別冊の議案つづりの1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めるとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,937万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ151億8,970万5,000円とするものであります。

その内容につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

7ページをお開き願います。まず、歳入の13款国庫支出金2項国庫補助金は、平成19年度の再編交付金の内示によりまして4,937万7,000円を追加補正するものであります。

続いて、歳出についてであります。

8ページをお願いいたします。2款の総務費1項総務管理費5目財産管理費において、議案第28号の基金条例制定で御説明いたしますちびっ子医療費助成事業基金といたしまして4,937万

7,000円の積み立てを行うものであります。

以上が、議案第27号平成19年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議をいただきまして御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、本件については所管の総務常任委員会に付託するということになっておりますので、よろしくお願いたします。

質疑はありませんか。広田議員。

議員(16番 広田 清晴君) まず第1点目が、本定例議会に上程するに至った経緯について、まず質疑をします。

といいますのが、御承知のようにこれに対する考え方、いろんな考え方がありますが、類似団体という言い方はおかしいかもわかりませんが、今回、流れ等、非公式ではありますが調べてみますと、大竹市の場合、実質的には12月議会でどういう方向で使途するかというのを、まず議会の側に説明したいと。そしてまた、1月の臨時議会あたりで改めて議会の皆さん方に提案したいと。これは非公式な流れですから何とも言えませんが、実際的にはそういうスタンスだということをお伝え聞いております。

そういう中で、私は、そんなに慌てて本定例議会に上程しなければならない急ぐべき理由はなかったのではないかという立場であります。その点で、まず第1点、質問いたします。

2点目であります。いわゆる米軍再編に、先ほど補足説明がありましたように、再編交付金に実際的に申請をしたら、結局は容認ということと言われざるを得ないのが、実際的には町長に対する町民の認識ではないかというふうに思います。その点で町長自身がどのように考えておるのか、まず申請に際しての質問をします。

そしてまた、そのことに対する認識はあるのかどうなのかという点が一点です。

それと、今回、申請する法律、2点目ですが申請する法律。これが、賛成したら、いわゆる米軍再編に賛成したら支出する、そして反対したら支出しない。これが法の中身だということになっておりますが、こういう、いわゆる自治体間に格差をつけるという今回の再編法の中身について、どのように認識しているのか聞いておきたいと思っております。

3点目として、今回申請しようとする再編交付金、この大もとが米軍再編計画、新たな再編計画であります。そして、この交付金制度をつくった、いわゆる事務方のトップが、今、贈収賄で逮捕されている守屋事務次官、この認識はあるのかないのか、聞いておきます。

3点目として、町長自身が長い間、議員活動、そしてまた町長としての実施事務に携わってきかれておられるというふうに思いますが、今回のこのような、いわゆる自治体間に対して、国の政策に従えばお金を出す、そして従わなければお金は出さないというふうな、実際的に交付金制度が

今までに例を見たのか、あるのか。多分、記憶にないのではなからうかというふうに思いますが、これについての町長の見解を聞いておきたいというふうに思います。

それともう一点は、交付金申請をして艦載機が59機、岩国に配備されるというふうになれば、今までの防衛省との協議の中でも明らかなように極東最大の米軍基地になるわけですね。そのときの騒音のひどさというのは、どういうふうに認識しておられるのか。この点が私は、あいまいなまま申請すれば、先にお金を受け取ったではないかということで、実際は国に対しても物が言えなくなる可能性が出てくる、この点についてどのように考えるのか。

また、今新たな訴訟も起きております。差しとめ訴訟並びに損害賠償という格好で訴訟が起きておりますが、今のまま推移していけば、結局は将来、周防大島町島民全体が、そういう訴訟騒ぎになるよというものを含んだものが、今回の交付申請事務だという点で認識はあるのかなのか。

そしてまた、今まで議論してきたように、まだ予備基地が決まってないんですよ 失礼、いわゆる硫黄島にかわる基地。これは、米軍は100海里を希望ということで今詰めておりますが、これが、米軍がそのまま要求どおり、仮にいったとしたら、これは九州方面になったり日本海方面になったりする可能性が非常に大きいわけです。そうすると、騒音は艦載機がふえた以上に 例えば右回りコースをとります。そうすれば、島のど真ん中をぐるっと横断するようになるんです。だけではなしに、ふえた数で予備基地として日常訓練、そして通知後の訓練ということになれば、かなりの騒音をまき散らすということは訴訟を見ても明らかなんです。そういう騒音被害をどのように認識されておられるのか、聞いておきたい。

また、その騒音被害に対する対策については、町長自身は申請前に、どのような判断をされているのか。今回、すべては申請事務に基づく補正予算なので、ぜひとも町長の答弁を求めたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 大変たくさんの質問でございますので、全部が御理解いただくような答弁はできんかもわかりませんが、

この件につきましては、やはり19年度の枠に入れられたということからいたしまして、申請手続につきましては、私どもといたしましては11月の22日ですか、そうした決定がされまして、1月31日ということが決まっておりますので、その点でこのたび提案をしたわけでございます。

このことについてどのように認識をしておるかということでございますが、私もたびたびこうした機会に御答弁申し上げておりますけれども、17年の議会決議がされた後、いろいろと状況

が変わってきております。したがって、先般も申し上げました経緯では、賛成ではないけれども、やむを得ないのではないかということは既に申し上げておるわけでございます。したがって、そうしたことを国の方が判断をされたわけでございます。したがって、今度の交付金になったというふうに認識をしております。

したがって、この期限内に私どもも申請の手続をとりたいということからいたしまして、このたび提案をしたわけでございます。

それから、守屋さんのことは、私はよく存じておりません。これまで考えたことはございません。

それから、騒音の程度につきましても、私も、どの程度のものが来るかなんかということははっきりわかりませんが、いささかひどいのではないかということ、ある程度の勉強はしておりますけれども、これが訴訟につながるのではないかということですが、そのときになってみんな、私はわからないのではないかというふうに思っております。訴訟というようなことが起きないような対策を講じなければならないということが、やはり町民の安心安全を守るということで、私もやむを得ないということの中には、そうしたものが含まれておるということでございまして、町民の安心安全を守るのが私の責務であろうかということでございます。したがって、こうしたものをいただきながら、交付金をいただきながら、そうしたものに骨を折りたいというふうに思っています。

それから、何でしたかね。訴訟と、何でございましたかね。ようけあったんで定かではございませんが、ぐらいだけ、一応御答弁させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 答弁漏れが多いんですが。

まず第1点。まず、米軍再編の今回の法律に対する認識。町長自身が実際、自治事務、自分自身が町会議員、そして町長という経験をされてこられました。そういう中で今回のような、例えば国の政策に協力すればお金を支出する、協力しなければお金を支出しないというようなあからさまな、自治体に対する通常言われるのはあめとむちなんです、私は毒だというふうに思っておりますが、そういう法律。今まで見たり聞いたり、実際、自分がそういう事態に遭われたことがあるのかないのか、この点がちょっと待って、私は、多分ないのではないかと。こだけひどい法律はないんじゃないかというふうに思います。

といいますのが、ここ数年来、実際的には地方分権ということを声高に、これは政府自身が言ってきました、御承知のように。それで、いわゆる地方分権のまさかこの時代にこういう法律ができるとは、だれしも思わないというのが実態ではなかろうかという点で、あえて町長の認識を聞くものであります。差をつけるという今回の法律。

それと2点目として、守屋さんの件について私は知らないという、承知しないというか、よくわからないという言い方をされました。しかし、守屋という人が今取り調べを受けておりますが、取り調べを受ける前の段階で、自分自身の「我が官僚人生に悔いなし」の中で、岩国へ厚木からの艦載機移転、これは私が空母の上で考えたんだということで手記を出されております。ましてや、実際的にはその人はかなりの、いろんな、それ以外にも今から出てきます。そういう方が中枢になった今回の法律に対する認識なんですよ。そういう事実関係、これを知っておるのか、ないのかという点であります。この点でどうなのかということです。

もう一点は騒音問題について。実際的に「騒音が、どの程度かわからない」という言い方です。しかし、私も議会前に調べさせていただいたんですが、実際的に今、町長が答弁されたような問題じゃないんですよ。例えば、うるささ指数が100を超え、実際的には編隊を組んで編隊というのは、そういう格好で訓練されておって、それは防衛省のホームページの中で出てきておるんですよ。どの程度かというのを調べよう思うたら、できるわけなんですよ。少なくとも町長は町民のトップですからね。そういう点では事前に、やっぱりこれだけ町民が、将来の騒音が大変だから私は困るという町民が多いわけですから、当然、申請前、予算に提案する前には町民の不安を払拭さす必要があるんじゃないか。これが、私は行政のトップの仕事じゃないかというふうに思うわけですよ。ですから、「騒音、よくわからない」という言い方では、私は非常に困る。やはり、上程者としての説明責任、これは、私は当然あるというふうに思いますので、再度答弁を求めたいというふうに思います。

それともう一つは、今回の申請をするということは、まだ決まってない部分が全体の再編計画はでき上がって例えば訓練空域の拡大とか、どのくらい広がるかもわからない。そして硫黄島に代替地をするというのも100海里以内の協議ということになっておるが、実際的には決まってないという段階なんですよ。

しかし、考えていただきたいのは、まだ決まってない中で今回提案しようとするわけでしょ。ならば、少なくとも予測としては九州もしくは日本海というのが、だれが考えても、その流れが強くなるわけです。そうすると、大島を横切って訓練地へ今まではそういう形態はなかったわけですよ、厚木から硫黄島ですからね。しかし、今度は、実際的には岩国から飛び立つわけですよ。そうすると、岩国から日本海なり九州なりに行ったら、必ずや横断するわけなんですよ、実際的には。だから、非常に大きいわけなんですよ。その辺を、やっぱり上程前には町民に対して答える責務があるというふうに考えるわけです。ただ単に、国がお金を支出するからもらうんだという水準以上のものがあるわけです。もし仮に、お金をくれるというのだからもらうという水準でいけば、何があっても国の言いなりになってしまう、今から先。その点に対する認識を問うわけなんです。

その点について、ぜひとも これは町民が今回、交付金申請事務を行う、そのための補正予算を出すということで、かなり心配しております。実際的には旧大島町の屋代方面からも、音がうるさい分をどうする気なんじゃろうか、町長がと。これは交付金申請に賛成しようがすまいが、率直な意見として、あります。その辺での説明が、一部地域では何をするかというのをやったようであります。例えば、三蒲地域、浮島地域でやったようなんですが、こういう問題こそ、きちっと提案前に、全町民を対象にやるべき内容なんですよ。その点が、今回非常にあいまいなまま上程されたということなんですよ。ですから、その点で上程といいますが、皆さん方が議会に諮ったわけですよ。

ですから、その点を抜きにしては、私は議論は進まないというふうに思うので、再質問の中で町長の見解を聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 法の中で、どのように法は変えられるかとおっしゃられますが。私は、法律は国会で決めるものだと思っております。法治国家である以上、決まった法に従うべきだというのが基本に、私は思っておるわけでございます。したがって、この法のもとに私どもは日常生活があり、そして行動が伴うんだというふうに思っておりますので、国会で決めた法律に逆らうということはいかなるものかというふうに、私は思っております。

2番目の守屋さんのことにつきましては、守屋さんがどういうことを言われたとかいうことを私も承知をしておりません。そうしたことが、この再編につながったか、つながっていないのかどうか、それも承知をしておらないわけでございまして、私がとやかく守屋さんのことを申し上げるわけにはいかないわけでございます。

それから、3番目の騒音につきましても、ルートそのものを、三蒲と浮島ですか、あれを通ると、エリアのうちに入るといわれると言われておりますけれども、これもあくまでも予測であるわけでございまして、7年先に、いずれ来るようになるというふうになりますけれども、あくまでもこれは予測でございますので、予測に基づきました、我々は情報を聞いておるわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、そうしたものがあれば、これに対する対策を講じなければならないということからいたしまして、三蒲には騒音測定器を取りつけております。したがって、どれだけの騒音があるかないかということは今、測定をしつつあるわけでございます。したがって、それに対する対策等も、これから考えなければならないなというふうに思っておるわけでございます。

騒音につきましては、大変関心が深いようでございます。それは、今よりもやかましいのはだれでも嫌だろうと、私も嫌でございますが、皆さん方、皆、嫌であろうというふうに思います。

しかしながら、反面、また国防の面から考えますと、すべてが嫌々で、この国が守れるかどうかということまで考えますときに、やはりそこらあたりは、ある程度の痛みを分かち合わなければならぬのではないかということも思います。

そうしたことからいたしますと、このたびこれを提出をいたしまして、そして交付金をいただきながら、子供の命を守る、生命を守るという方向に持って行って、次代を担う青少年でございますので、一番大事な問題ではないかというふうに思いますので、こうしたものに使いたいというのが私の念願でございます。できるだけ早くやって、子供たちの命を守りたいということでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回しかないわけなんです。町長の方に、ぜひ真剣に考えていただきたいというのは、今町長は、少なくとも次代を担う子供たちに対してのことを言われました。しかし、今から先、生まれる人たちが、きょうをスタートに周防大島町が再編交付金の申請をするということは、どういうことに当たるのかといえば、あの当時、なぜ再編交付金という名のあめ玉の部分に周防大島町が乗り出したのかということが、実際的には問われてくると。将来的に、これは間違いなく問われてくる問題なんですよ。言いたいことがあったら、途中でやってくださいや。

実際的には、皆さん方がどう言われようと、騒音が拡大した後、申請事務をし、そして国の政策ですからよいですよということをやったら、国の言うままで、例えば周防大島町民は言うて行くところがなくなる。結局は、そのときの自治体の長に対するいろんな抗議。そして、それを継承する、その時々首長につながっていくんだということも事実なんですよ。その点で深く認識し判断することが大事なんですよ。だからこそ提案前に、上程前に、きちっとした町長としての調査活動、いわゆる騒音影響やら、きちっと調査する。そして騒音被害が広がっていけば、どういふふうに広がるかという点を、上程前に首長として調査する、これが責務なんですよ。

先ほどから答弁を聞いておりますと、「将来の問題、まだわからん。予測の段階」ということならば申請の必要はないわけですよ。例えば、次の町長選挙、町議会選挙の中で申請すべきかどうか、それを判断していけばええことなんですよ。決して町長が申請する必要はないわけですよ、今の町長が。今年度4,900万円の申請事務について、実際的には、する必要はないわけですよ。そこがポイントとなるというふうに思うんですよ。

今まで町長は、町民の多くの方が反対されておる、疑問を持っておる、不安を感じている、そこに町長が答えていく責務があるんです、その点を、提案前に。その点が問われちよるんですよ。それを抜きにするから、今回の上程に対して、多くの町民の皆さんが不信の念があるわけなんですよ。そこんところを、どう判断されたのか。今回の上程の前に、その点が大事なんですよ。す

べては、今回の交付金申請に基づく補正予算の大きな要因なんですよ。そこを真正面から答弁してほしいわけなんですよ。

それがないから、例えば議会の側としては、町長は一体何を根拠に、例えば騒音対策には一つも答えてない。今まで、少なくとも騒音対策についても具体的に答えてない。何も答えない中で、実際、さっきの質問の中でも答弁ないですよ、まだ。ぜひとも、その点を 私は3回しかないので、ほかの議員方もありましようから 質疑をしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 私の方といたしましても、そうした技術的な詳しいことは承知をしております。したがって、議会におかれましても、今まで 最後は11月の14日だったと思います。全員協議会を開いて、中国四国防衛局長までお招きをいたしまして全員協議会を開いていただきまして、議員さんにも全員出席をしていただきまして、討議、討論がされたわけでございます。そのとき、相手方も専門家が来ておりましたので、十分皆さん方も御討議されたと思います。そうした、今私に質問されたことも、十分皆さん方は話し合われたと思います。私も皆さん方と同じ立場にあるわけでございますので、そうしたことを、最終的には私も質問をいたしましたけれども、そうした中で皆さん方も判断をされたのではないかなと思います。騒音等につきましても、これからの問題になろうかと思えます。そのために測定器というものもつけてやって、十分、今調査検討をしておるところでございます。

したがって、こうした交付金というようなものにつきましても、そうしたものに対する対策の費用であるというふうに思っております。町民の安心安全を守るための費用であるというふうに思っております。したがって、先ほど申したように子供の健康のために、学校騒音等々があるであろうということからいたしますと、やっぱり子供の成育も妨げられるのではないかと、いうことを思いますときに、まずこれを除外してのけてあげたいということからの基金条例であるわけでございます。

したがって、そうしたことで御理解を賜りたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。3点ほど質問をさせていただきます。

4,937万7,000円の基金で、何年間ぐらいの医療費を支援できるのでしょうか。1点。

2点目が、万が一、基金がなくなったとき、後の対策はどうされるのか、お尋ねいたします。

3点目は、小学校6年生までとのことですが、義務教育である中学生までとするお考えはありませんか。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） この4,937万7,000円を何年ということでお尋ねでございます。

すが、今現在のいわゆる医療費の関係、小学校の1年生から6年生まで想定をしますと、1年間で約1,000万円かかると言われております。したがって、この基金の運用につきましては平成20年度から24年度までの5カ年間で当面の期間というふうに、担当課の方では想定をしておるようでございます。

また、5年後以降等につきましては、この5年間におけるいろいろな事業効果等を検証しまして、効果が高いというような判断をした場合には、さらに基金を上積みをするという考え方によるようでございます。

また、中学校までの義務教育ということでございますが、今回は1年生から6年生までということで、中学校の医療費の助成につきましては今後の検討課題だろうと思っております。

議長（新山 玄雄君） 魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 3点目の中学生までの御答弁をいただきましたが、何とぞ中学生も一応、義務教育でありますので 御検討よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁してください。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 御意見、十分拝聴いたしまして検討させていただきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10・議案第28号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第28号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第28号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の制定につきまして申し上げます。

御承知のとおり、本町は駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づきまして、平成19年10月31日に再編関連特定周辺市町村に指定をされました。

また、11月22日付で同法第6条の規定に基づきまして、平成19年度の再編交付金として

4,937万7,000円の内示を受けたところでございます。

この再編交付金の対象事業の選定につきましては、今回の再編で最も影響を受けるであろうと言われております三蒲地区及び浮島地区の自治会長さんとも協議を進めてまいりましたが、まずは全町的に、早期に事業効果が見込める小学1年生から6年生までの町内の児童の医療費の無料化を図るちびっ子医療費助成制度を新たに創設し、少子化が進行いたしております本町におきまして、子供を育てやすい環境を整備することが最善の方策であろうというふうに判断をいたしたところでございます。

さらには、原油の高騰などで生活への影響が出ております中で、想定にない医療費の負担を軽減し、子育て世代を応援し、若者が住みやすい町を目指すものであります。

このような観点から、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条第2項の規定に基づきまして、地方自治法第241条の基金を造成するため、周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例を制定しようとするものでございます。

条文の内容につきましては、第1条におきまして、本町におけるちびっ子医療費助成事業に係る経費に充てるため、周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金を設置する旨を規定をいたしております。

また、第2条では積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理を、それぞれ規定をいたしております。第5条では、第1条に規定する事業に充てる場合に限り、基金の一部、または全部を処分することができることといたしております。

なお、附則におきましては、この条例は公布の日から施行するといたしております。

以上が基金条例の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今まで、ちびっ子医療費助成制度、これは当然、町の実情にのっとりやってこられたと。いわゆる上乗せ分については、要綱に乗ってやってこられたというふうに私自身は認識しておりますが、その点で間違いはないかどうか聞きます。

2点目として、新たに基金を設置しようということではありますが、実際的には基金条例をつくらなくても、将来とも小学校6年生までの医療費の助成制度は、その時々、予算に計上すればできるというふうに私自身は認識しておりますが、その点でどうなのか。

2点、まず聞きます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 現在行われております乳幼児医療助成、これは県の制度の上乗

せということで、現在も乳幼児医療助成ということで行っております。このたびは新たに、ちびっ子医療助成事業ということで新たに制定して、1年生から6年生までを対象にするということでもあります。

その年々で、また予算計上すればいいのではないかとということですが、今回、再編交付金を計上しなければいけないということで、基金に計上して、それを運用していこうということにしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の基金設置については、結局は再編の受け皿のための私が質疑をしよるのは 再編受け皿のための基金の設置ではないかという点ですよ。上乘せ事業として、今までのように小学校3年生まで県の事業に上乘せしてやっていこうとすれば、町独自の要綱で可能ではないかということなんですよ。別に基金条例なくてもできるわけなんですよ。その点での質疑をしよるわけですよ。

例えば、私もそのときに携わったわけですが、山元町長から河野町長に移行するときに、県の制度に上乘せして、町独自の施策として小学校3年生まで実現していこうということで出発しました。今から、もうかなりの年数になりますね。それからずっとやってきた制度です。

それを今回、新たに小学校3年生から6年生まで上乘せする。それは当然、今回の一般質問でも、私も通告しておりますし松井議員も通告していますように、大きな要求なんですよ。それは、別に基金を設置しなくてもできる事業ではないかという点を質疑をしているわけですよ。やろうと思えば要綱でやって、上乘せ分については小学校6年生まで上げるということのできるわけなんですよ。その点での認識を聞きよるわけなんですよ。別に基金条例をつくらなくとも、できるということなんですよ、今までどおり。条例なかつても、やりよったわけですから。

結局は、今年度交付金を わかりますか 実際的に交付金を、今年度分を受け入れるがための基金の設置ということにほかならないんじゃないかという点を確認しよるわけですよ。やろうと思えば今までの制度でできるはずなんだということ、ちょっと確認だけしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 従前の要綱を拡充して6年生までやればいいではないかという御指摘でございます。当然、今やっておりますのは一般財源でやっているわけでございますから、それが財源さえ確保できれば、できないことはないと思っております。

しかしながら、今回の再編交付金を活用した上での医療費の助成ということになりますと、再編交付金の交付要綱の中にもございますが継続特別事業基金というふうな第11条に条文がありまして、「交付金によって造成する基金は2年度以上にわたり継続する特別事業を行うための基

金とする」というふうになっておりまして、この基金を活用して2年度以上の継続特別事業を行うとするために基金を造成するというところでございますので、御理解をいただきたいと思ます。
議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 交付金に頼らなくても、基本的には一般財源の中で、今までのような格好で、やろうと思えばできるわけなんです。

ましてや、今年度分4,900万円。これを、今すぐ条例を設置して、これに充てるという方向を打ち出さなくても、来年度予算からでも十分、基金条例がなかってもできるというのは執行部側もわかっと思うんですよ。

ましてや、交付要綱自身も、まだ届いておりませんので、要綱自身がどういう格好でできるとかもわかりませんが、実際的には（発言する者あり）非常に中身もわかりにくい部分があるというふうに思ます。私は今回のあれは、実際的には受け入れのために、そんなにあわてた基金条例は私は別に設置しなくて、今までどおりの上乗せ措置で十分対応できるという点を明らかにして、質疑を終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。ちょっと、3点ほどお聞きいたします。

病院の窓口で一度医療費を支払って、その後に返還されるのでしょうか。

2点目が、窓口で支払わないで済むのでしょうか。何か手続が要るのでしょうか。

3点目が、例えば町外の病院に行ったときに、町外の病院での支払いはどうなるのでしょうか、お聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 現在の乳幼児医療費助成と同じ内容で行いたいと思っておりますし、実際、受診しますと、かかった自己負担分は、その病院で払わなくてもいいということであります。手続につきましては4月1日施行になりますので、その以前には申請書を出していただきましたら、こちらの方から証を渡すことにしておりますので、病院の方で保険証と一緒にその証を渡していただければ確認できるということでもあります。

町外で受診した場合ですが、この制度が圏内だけの制度ということですので、改めて町の方へ申請をしていただければ、その金額を返還するということになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。

議員（17番 魚原 満晴君） いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。45分まで休憩します。

午前10時32分休憩

.....
午前10時45分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開をいたします。

日程第11、議案第29号

議長（新山 玄雄君） 日程第11、議案第29号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第29号周防大島町手数料徴収条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

現在、下水道排水設備工事を行うことができる工事店は、町が指定した排水設備指定工事店に限られておりますが、町が工事店を指定する際、これまで新規登録手数料として1件につき8,000円を徴収いたしております。排水設備指定工事店有効期限は5年間で、5年ごとに更新することとなっております。この際、更新手数料の規定は設けておりませんでした。平成20年4月、ちょうど5年目の更新時期に当たっております。平成20年2月より受付開始をする予定で作業を進めるに当たりまして、今回、排水設備指定工事店の指定手数料の一部改正をお願いしようとするものであります。

手数料の額は、新規登録手数料は現状どおり1件8,000円、新たに更新登録手数料といたしまして1件3,000円を徴収しようとするものであります。料金の算定につきましては、指定工事店の指定にかかる事務費から算定をいたしました。その事務費の内容は、申請書類の作成、配布、提出書類の受け付け、審査、説明会等の人件費、用紙代等でございます。

現在、指定されている工事店は93店でありますので、今回の更新の際に平成20年4月1日なんです。この際には、更新手数料として約25万円ぐらいの更新手数料の収入があると見込まれております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 29 号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 30 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 12、議案第 30 号平成 19 年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第 30 号平成 19 年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成 19 年 12 月 14 日に 9 社で入札を行いました結果 7,500 万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えました 7,875 万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 30 号平成 19 年度元気な地域づくり交付金事業石小田地区かんがい排水ポンプ改修工事の請負契約の締結について、原案のと

おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13・発議第5号

議長（新山 玄雄君） 日程第13、発議第5号最低賃金の引き上げを求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） それでは、最低賃金の引き上げを求める意見書の提案理由を申し上げます。

魚原議員、中本議員の賛成を得て提出いたしました最低賃金の引き上げを求める意見書について提案理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企業間の公正競争ルールの確立の上で重要な役割を担っています。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は全国的な整合性を図るとして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されているところであります。山口県の最低賃金額も、時間額657円と著しく低くなっています。そのため、地域のパート、臨時労働者や派遣請負労働者ら非正規労働者の賃金は低く抑えられ、青年単身者では1カ月10万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくありません。こうした低賃金の蔓延は、社会保険料未納者の増加や経済的自立ができず結婚ができない人の増加、少子化の加速など、この国の社会基盤を危うくさせる大きな原因となっています。

以上を踏まえ、政府に対し、法定の最低賃金制度を早急に改正し、国際的にも低い時間額を大幅に引き上げて、労働者、国民の生活改善を図ることや、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度の導入で地域間格差を是正し公正競争ルートを確立すること、最低賃金制度の周知徹底と監督体制の拡充を求めるため、別紙の意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同を重ねてお願いいたしまして、提案の説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第5号最低賃金の引き上げを求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第14・発議第6号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、発議第6号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提案説明を申し上げます。

中本議員、伊藤議員の賛成を得て提出いたしました保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

歯や口腔の機能が、全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが、厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されておるようであります。また、その結果として医療費を抑制する効果もあらわれているようであります。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科医療を受けにくくなっている、すなわち、ひどい歯痛のときや歯が強くしみるときしか受診しない傾向が示されているとの調査結果も出ているようであります。このことは、患者負担が大きい、減らしてほしいとの願いでもあります。

また、歯科では過去30年にわたり、新しい治療法が保険に取り入れられていない。こうしたことから、保険のきく範囲を広げてほしい。ということは、患者、国民の一番の願いだと言えます。

ついては、医療費に必要な予算を確保し、患者負担を増加させることなく保険でよりよい歯科医療が提供できるよう要望するために、別紙の意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同を重ねてお願いいたしまして、提案の説明をいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第6号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第15・発議第7号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、発議第7号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の提案説明を申し上げます。

伊藤議員、中本議員の賛成を得て提出いたしました療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書について、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

昨年成立した医療制度改革関連法により、現在38万床ある療養病床のうちの23万床、6割が削減されていることとなります。山口県に当てはめると6,400床が削減される計算であります。特別養護老人ホームの待機者が全国で34万人に達している現在、療養病床を廃止・削減することは、脳梗塞の後遺症や高度の認知症など、多くの高齢者から生きる立場を奪うことになりかねません。私たち住民の不安は募るばかりであります。

地域の住民が、いつでも、どこでも、安心して医療や介護を受けられるようにするためにも、国において各都道府県の地域医療体制の整備状況を十分勘案し、療養病床の廃止・削減計画の見直しなど柔軟な対応を行うよう強く要望するために、別紙の意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同を重ねてお願いいたしまして、提案の説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第7号療養病床の廃止・削減計画の見直しを求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

日程第16・発議第8号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、発議第8号「非核平和都市宣言」に関する決議の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。伊藤議員。

議員（10番 伊藤 秀行君） 「非核平和都市宣言」に関する決議の提案を説明申し上げます。

中本議員、魚原議員の賛成を得て提出いたしました「非核平和都市宣言」に関する決議について、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

それでは、お手元に配布いたしております決議文（案）の朗読をもって、提案理由にかえさせていただきます。

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、周防大島町民の心からの希求である。また、我が国は世界唯一の被爆国としてヒロシマ・ナガサキの惨禍を繰り返さないため、国民世論の同意のもとに非核三原則を国是としてきたところである。

しかしながら、地球上ではチェチェン紛争やテロの頻発など、人間の生命の尊厳を踏みにじる行為が繰り返され、また核の小型化が進み、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしていることは全人類の等しく憂えるところである。

私たち周防大島町議会は、真の恒久平和を求めるために非核三原則の完全実施を願うとともに核兵器廃絶を訴え、ここに非核平和都市宣言をするものである。

以上、決議する。

以上であります。全会一致で御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 賛成の立場から討論したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

実は、特に討論の要点としては、ぜひともお願いしたいんですが、今まで唯一の被爆国として8・6、またナガサキに向けて、今までずっと平和の取り組みを行ってきた各団体があります。ぜひとも、この決議を尊重して、今まで以上に執行部も協力いただきたいというふうに思います。

また、議会も議長を代表して、今までも協力いただきましたが、引き続き、この意思を尊重した活動に、ぜひとも協力をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。挙手による採決を行います。発議第8号「非核平和都市宣言」に関する決議の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

・ ・

日程第17．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することに可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときには、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

・ ・

日程第18．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。2件について、順次お諮りします。

まず、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、陳情要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第19 . 一般質問

議長（新山 玄雄君） 日程第19、一般質問を行います。

質問の通告が5名でありますので、通告順に質問を許します。

最初に、8番、神岡光人議員。

議員（8番 神岡 光人君） おはようございます。トップバッターの質問で少々手足が震えておりますが、お聞き苦しいところがあるかと思いますが御了承願います。私の質問は通告のとおり、大島病院の改築移転に伴う周辺の整備、影響について、3点ほどお聞きいたします。

大島病院の改築に当たりましては、旧大島町民にとっては念願でありました。旧大島町議会におきましても特別委員会を設置して、再三にわたり旧国保組合長に要望し、当時、組合長であられました中本町長さんには御心労をおかけいたしました。当時から前向きに御検討いただきまして、今回こうして改築の実現となったと存じます。

また、今こうした療養病床をメインとした経営も、町民こそ切望しているところであろうと思っております。

さて、質問の1点目は、改築位置が道路を挟んで海岸へ移転することになりますが、平成15年の台風による橋病院の災害の惨状が目につかびます。橋病院より、海からの距離は近いのではないかと、また防波堤の高さも低いような気がいたします。あの惨状を教訓に建物の設計はされていると思いますが、自然の驚異は思いもよらない力が及んでいきます。そのあたりの対策をど

のように考えているのか、お聞きいたしたい。

2点目は、県道を挟んで駐車場が設けられると思われるが、お年寄りの多い町であります。病院へ行って交通事故に遭っては話になりません。交通安全には万全を期していただきたいが、どのような対策をお考えなのか、お聞かせいただきたい。

最後の3点目ですが、小松港は笠佐航路の発着場であり、また多くの漁船、遊魚船が係留されております。小松港も整備はされていますが、老朽している部分も目立ちます。現時点で整備計画があるのかないのか。また、要望すれば何とかなるのか、お尋ねいたします。慎重によりしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 神岡議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、台風等の高潮対策としましては、1階部分はピロティー、駐車場、エレベーターホール、ごみ庫、リネン室等としております。万が一の高潮時に備え、人が出入りする場所は80センチほど高くしてまいりたいと考えております。大丈夫と考えており、入り口はスロープ等で、お年寄りも出入りしやすくしていきたいと考えております。

駐車場につきましては、高潮等で潮位が上がる場合は、全館放送で避難指示をするつもりであります。2階からの窓ガラスにつきましては台風圧を計算の上、十分な強度を持ったガラスで対応いたしたいと考えております。

また、駐車場につきましては病院の1階部分で82台確保しておりますので、これを患者様専用として、県道を挟んだ駐車場は職員専用と考えておりますので、現在の横断歩道で対応できると考えております。

どうかよろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 神岡議員さんの、病院の改築に伴う周辺整備についてお答えをいたします。

病院整備につきまして、小松港湾の今後の整備計画があるのかないかというお尋ねでございます。御承知のとおり、小松港は山口県の管理になっておるわけでございます。改修につきましては柳井土木建築事務所に確認をいたしましたところ、既に整備がなされておるわけでございまして、今後の整備計画につきましては、現在のところ計画をされていないという回答でございました。

しかしながら、議員仰せのとおり整備が早くに終わったことによりまして、老朽化が進んでおる箇所があるやに思われます。したがって、今後における施設の維持管理の補修が主体になるうかと思われませんが、状況に応じまして施設整備の要望をして、県の方に要望していきたいと

考えております。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） 再度お尋ねいたします。

台風時の高潮、高波対策として、病院1階部分のリネン室、エレベーターホール等は80センチのかさ上げをする。また、窓ガラスは十分な強度を持ったものにする。また、駐車場は全館放送で避難指示をするので大丈夫との回答でありましたが、私の申し上げたいのは、それは当然のことでありまして、その前段階として高波を直接受けない、やわらげる方法、いわゆる防波堤を高くするとかを関係機関に働きかけをしたのかどうか。また、駐車場について避難指示ではなく、高潮に対する施設整備対策は考えていないのか、お聞かせください。

次に、現在の病院跡地を職員専用駐車場とするとのことですが、県道を渡るのは職員だけではなく、向かいにはコンビニエンスストアもあり、県道を横断する人はふえることが想定されます。病院へ行って交通事故に遭ったではやりきれません。病院への進入路を含め、県道の整備見直し等、県警察などの連携を図りながら安全対策を考えてほしいと思います。

次に、港湾の整備については、昔の話で私の記憶には誤りがあるかも知れませんが、旧大島町時代の平成8年ごろだと思いますが、突堤の整備として あそこに公園があります。公園の地蔵様から一文字までを継ぐ計画があり、ボーリング調査を実施したやに聞いております。なぜ、覚えているのかと思われるでしょうが、当時、ちょうど私は漁業組合長をしておりまして、私のところに相談がありまして、その計画を反対した経緯があります。理由といたしまして、当時釣り客のマナーが悪く、海が汚れる等の理由で反対をいたしました。それで計画は頓挫したのではないかと思ったりもしますが、今回は病院がつくられるわけですから、高波対策として防波堤の意味を含め、早急に調査し、現状の基準にあった改善策を講じ、安全・安心な施設として整備していただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御質問にお答えいたします。当然の対策としての80センチの高さ、窓ガラスの強化というものに加えまして、という御要望でございますが、橋病院におきましては1階部分に機材等がございまして、当然として80センチの防潮板というのをその後を台風対策としてさせていただきましたが、大島病院におきましては1階部分にそういった機材がございませんので、移動できる車の 車等を移動していただくということで対応できるということで、こういった対策はしておりません。

なお、県道を挟みました駐車場につきましては、今後の患者様の動向とか、病院の方からのいろんな患者様の移転する方のコンビニなどへの県道の行き来を見て、2階部分から駐車場へ向けてのスロープ的な県道をまたいだ歩道橋等が考えられますけど、これは一応その関係方面と協議

した後の施工というふうな考え方で、一応視野には置いておると思っていたらと思っております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 小松港の事業実施状況、また、経緯につきましては柳井土木建築事務所に今後の小松港の整備計画はあるのか、ないのかということで確認をした際に、報告があった程度でございますので、詳細には承知をいたしておりませんが、わかる範囲での答弁とさせていただきます。

一文字沖防波堤でございますが、これは昭和62年度で完成しております。その後、平成8年ごろにこの一文字堤と既存の防波堤を結ぶ計画があったということでございますが、県の方からはそういった計画の話は聞いておりませんのでよくわかりませんが、今後の小松港の整備計画は現時点ではないというふうに聞いておりますので白紙の状態ではないかと思っております。

それから、高潮対策についてでございますが、小松港につきましてはもう護岸の整備がされているということです。それと開口部が5カ所あるんですが、これについてもすべて鉄扉が設置されております。したがって、この鉄扉の管理をすれば高潮対策は万全とはいえないまでも十分できるであろうというふうに聞いております。

したがって、高潮対策と防波堤の改良、これはちょっと切り離さないといけないんですが、神岡議員さん仰せのとおり、防波堤の改良をいたしますと、背後施設の安全性は高まります。したがって、これらを踏まえたもので今後の整備計画に乗せることができるかどうかというのは、今後県と協議をしてみたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 神岡議員。

議員（8番 神岡 光人君） すべて満足する答弁ではございませんが、答弁ありがとうございました。

私としましては、病院を改築していただくのは町民の切望しているところであり、感謝しているわけであります。せっかつくっていただくからにはみんなが安心・安全で通院、入院できる、見舞いに行ける施設、さらに職員さんが安心して患者さんに対応できる職場であってほしいと願うものであります。

工事進捗に当たっては、事故なく安全で早期の実現を願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、神岡議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、9番、田村三郎議員。

議員（9番 田村 三郎君） 9番、田村です。1点のみ質問します。子供を守るための具体的対策についての質問であります。

学校に侵入した不審者による子供の殺傷事件や、登下校時の子供が被害に遭う事故が後を絶たない中、文部科学省が学校保健法を改正し、安全管理の主要目的を従来の授業時間などの怪我防止から通学時も含めた防犯、防災、これに転換する方針を固めたことが最近新聞報道等で明らかになりました。これは中国新聞ですけど、かなり大きく報道されています。

そこで、この周防大島町の学校としても、子供を守るために見回り隊、いろんな施策を数多くやっていることは私も十分認識しております。それで、これからも地域と連携を取り合いながら、どのような新しい、これも含めて活動を展開していかなければならないかというようなことをしっかり考えていかなきゃならないと思います。

学校保健法が改正されれば当然ながら学校ごとに防犯計画を策定せざるを得ないわけですが、現時点ではどのような具体的対策を立てているのか、いずれ改正はあると思うんですけど、その点について質問します。

それとあわせて、我々議員に対してどのようなことができるか、これがいい対策の方法があればお示し願いたい。

以上、1点、よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 田村議員の子供を守るための具体的対策についての御質問にお答えいたします。

議員のお示しのように文部科学省は不審者による子供の殺傷事件や登下校の子供の被害の事故が後を絶たないことから、このたび学校保健法を見直す方針として従来の学校の授業時間などの怪我防止から通学時を含めた防犯、防災の姿勢をこれまで以上に明確にする必要があるとして、来年の通常国会を目標にした総合的な学校安全計画や、さらに教職員が危機発生時に適切に行動できる危機対応方策を定めるよう、学校に要請する方針を固めたようであります。

御質問の本町の子供を守るための具体的対策についてであります。学校外におきましては田村議員御指摘の地域の皆様の御協力のおかげで現在すべての小学校区において防犯パトロール隊、子供見守り隊、スクールガード隊など、登下校時において子供たちを見守る体制が整い、積極的な活動がなされ、子供たちは安心して登下校しておる状態であります。

お尋ねの学校内の安全計画に基づく対策であります。本年度も予定を含め、全小中学校で不審者の侵入を想定した避難訓練が行われており、あわせて警察署やスクールガードリーダーの御指導をいただきながら、体験を通じた防犯学習を実施しております。さらに、全小中学校におい

て、教員や子供たちが校区を実際に歩いて交通安全、自然災害のみならず防犯の視点から危険箇所をまとめた安全マップの作成が行われております。その安全マップは校内に掲示し、マップの作成を通して子供たちの安全意識の高揚と危険予知能力の向上を図っております。

また、危機対応策であります。教職員が危機発生時に適切に対応できるように各学校の実情に応じた危機管理マニュアルをすべての学校で策定しており、避難訓練や最新の事案を通してあらゆる生活安全上の危機を想定しながら、より実効性のあるものへと安全計画の見直し、修正を図っているところであります。

昨今の凶悪な事件は決してあってはならないものであり、このような事件が再び起こらないようにするには、学校保護者を含め、地域全体でこれまで以上に子供たちを見守る目と防犯意識の共有が重要であると考えております。教育委員会としましては、地域の皆様や警察署等の関係機関の連携を一層強化し、子供たちが安心して通学し、学校生活ができることを期待しております。

最後に、議員として何かできることはないかという御質問であります。議員ということでは特には思い至りませんが、私たち大人はそれぞれの立場においてみんなが子供を守るという自覚を持ち、みずから積極的に行動することが大切だろうと思います。田村議員が地域のリーダーとして積極的に子供の安全に御配慮いただいておりますことは、大変心強く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

議長（新山 玄雄君） 田村議員。

議員（9番 田村 三郎君） すばらしい答弁ありがとうございました。奇しくも県がきのう配布されてきたんですけど、県の広報で特集として、子供は地域の宝みんなで支えあうということをつぶさに研修しましたけど、県自体もしっかりと考えております。今、教育長の答弁でありましたように町としてもしっかり考えていることはよく理解しています。これからも子供の事故のないようにひとつよろしく願います。答弁要りません。

議長（新山 玄雄君） 以上で、田村議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、24番、尾元武議員。

議員（24番 尾元 武君） 去る12月16日、周防大島町誕生後3年間にわたる大事業でありました念願の周防大島町環境センターの竣工式が執り行われたところであります。同施設は最新の技術を導入いたしましたリサイクル施設に、また最終処分場を併設しました総合施設であります。この最終処分場におきましては、安心・安全を基本理念にし、自然環境に配慮した埋立地全体を建物で覆うという、被覆型のクローズドシステムを採用しているところでもあります。まさに循環型社会の形成に貢献できるリサイクルの発信基地がここに誕生したわけであります。衛生センター、また清掃センター、そして、このたびの環境センターと、この3本柱を軸に全国

的にも模範的な自然にやさしい自治体として、環境問題に関しましては攻めの行政を展開してきたところであります。

さて、現在、進捗中の公共下水におきましては、また、集落排水事業も順調に進みまして、残すところ安下庄地区及び秋地区のみとなったところであります。水質汚染を初めとする環境問題への取り組み、また、快適な生活環境でより一層文化的に向上した生活を営むには、下水道排水設備を完備することは住民生活に欠かせない必要かつ絶対条件でもあります。しかしながら、裏腹に現状は人口世帯数の減少、また受益者負担を原則とする中、やむを得ぬ料金の改正、それ以前に現在の財政を圧迫する膨大な事業費及び維持管理にかかわる経費等、当面の課題があるのも現実であります。議会初日、論議されたところではありますが、情報開示、また住民の皆さんに対して知らしめる立場として、またあえて質問するところでもあります。

環境問題に率先、垂範する町として、また定住促進を願う町の受け皿として、また、均衡ある町の発展を願う立場として今後も進めていかなければならない重要事業と考えておりますが、町当局の今後の計画、また方向性等をお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 尾元議員さんの下水道に関する今後の取り組みについての御質問でございます。町民の皆様が生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けまして快適な生活環境づくりや自然環境保全のため、汚水処理施設の整備が望まれておるわけでございます。

本町の汚水処理施設の整備構想といたしましては、合併前の平成15年度に旧4町がそれぞれ山口県汚水処理施設整備構想に基づきまして計画を策定をいたしましたわけでございます。公共下水道、集落排水あるいはまた合併浄化槽等の位置づけを行っておるわけでございます。合併後、平成15年度に策定した旧4町の汚水処理施設整備構想をひとつにとりまとめまして、地域住民の生活に適合した生活排水処理施設の整備が経済的、効率的に推進されるよう総合的に汚水処理施設整備構想の再検討を平成17年度に実施をしておるわけでございます。

また、県におきましても、今年度広島湾の西部流域別下水道整備総合計画が示されまして、処理施設につきましては新設、増設施設は順次、高度処理への移行を行うということで水質環境基準の達成保持を目指すことと定められました。現在、この状況におきまして計画的に現在、供用開始をした地域及び事業継続中の地域も含めまして10地区で事業を実施をしております。

今後の計画といたしましては、久賀、棕野地域は久賀処理区として全体計画は策定をされており、それから小松、屋代、小松開作、三蒲地区は大島処理区、それから東和の西方、船越、外入地区は三ヶ浦処理区として、それぞれ集合処理区の設定をされておるわけでございまして、公共下水道事業でこれは計画をされております。

公共下水道事業の新規の事業採択要件は1町1事業の原則があるわけでございます。継続実施

中の安下庄地区の進捗状況も含めまして新規着工地区の検討をしておるわけでございます。

そういうことでどうか御理解のほどをお願いをする次第でございます。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 県の方からも順次高度処理の方へという運びの中で水質の環境基準を達成保持を目指しているという報告をいただきました。実際、負担等はもちろん多くなっていく事業ではありますが、そうした今の計画というのを1町1事業の原則という運びの中ではあるということですが、着実に進めていただきたいと思うわけでございます。また、小松八代、小松開作地区が三蒲地区にという計画等も今、計画いただきましたけど、たしか旧町のとときに下水について視察に行きましたところ、最終処理施設はできるだけ少ない計画の方がたしかより維持管理に関してのコストが少なくすむという、そういった方向性かなと。距離的にはあるが、その部分は大丈夫かなとちょっと危惧したわけですが、ぜひともその辺は将来的にコストのかからない方向というのを利用したいと思うわけであります。

それと、まさに今、こうした下水道事業というのも環境問題ということに取り組む、自然を守るという立場からでも時代の要請とも思う、また、急務であるとも位置づけるわけですが、均衡ある町の発展という部分の立場からもぜひともよろしく願いたいわけであります。

また、少子高齢化、人口減少という、それに拍車のかかる当町ではありますが、若者の定住促進と申しますか、それに向かったの大きな課題の解消手段としても、やはり職場がない、また企業の誘致も難しいという現況の中で通勤圏に値する小松、三蒲地区というのはやはりそういった環境整備というのがしっかり求められ、やはり人口増加に伴い税収も許されてくるという、将来像が生まれるんじゃないかなと、その準備の受け皿としての立場もしっかりと今後も考えていただきたいと思うわけであります。

そういった中でひとつ実際問題としまして、事業を展開していくとしまして、実質的な収支的な見込みと申しますか、また、各地区でそれぞれ現状が違いますが、事業費の世帯割等、そういった部分がもし、わかれば、お示しいただきたいと思うわけであります。

議長（新山 玄雄君） 村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） ただいまの尾元議員さんのまず収支見通し等についてでございますが、この点につきましては初日、若干御答弁した点と重複する点があるかと思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

下水道事業そのものについてでございますが、本町も去ることながら、これは先般、総務省の発表したところの05年度の全国の下水道事業状況でございますが、805億円の黒字でございます。と申しますと、非常に聞こえはいいんですが、のために2兆円の繰入金となされております。これは先般、財政健全化法等施行され、各全国自治体論議されておりますが、各企業への

繰り出しのうちの約60%、全体繰り出しの60%に当たる金額が下水道事業会計に対する繰り出しに当たっているという報告もなされたところであります。

また、本町におきます18年度決算ベースで申しますと、先般も申し上げましたが、下水道事業関係に約3億3,000万円の繰り入れを行っておるところでございます。このうち約2億1,000万円がいわゆる収益的収支分、要するに維持管理等に要するための繰り入れという状況になっております。

また、このことが将来、その見通し云々ということになりますが、いわゆる下水道事業で採算ベースに乗るとは考えておりません。

したがいまして、あくまでも今、尾元議員さんも御指摘ございましたように、いわゆる住民生活の向上と申しますか、安定した住民生活の環境保持と同時に、地球温暖化もさることながら、全体としてのこの地域の環境保全という立場から、これは当然、町としての支出する責務があるのではなかろうかという観点から、当然計画的に先ほど町長、答弁申し上げたとおりの計画によりまして、町全域にわたる下水道整備、合併浄化槽も含めた総合的な環境保全へ向かったの対策を、今後講じていく必要があるのではなかろうかと考えているところでございます。

また、2点目の事業費ベースでのお話でございますが、これはいわゆる概算ということで御容赦いただきたいと思いますが、各処理区、町長の方からも10地区あるということで答弁させていただきましたが、各処理区ごとに概算で申しますと、例えば戸田処理区の場合で例にとりますと、区域内の人口が現在265人でございます。平均世帯 世帯によって異なりますので、平均世帯が大体、周防大島町の場合、約2人前後でございます。2人と仮定しますと1世帯あたりが約630万円前後という事業費ベースになるところでございます。また、津海木処理区につきましては、区域内人口が98人ということでございます。換算しますと約260万円前後と。また、沖浦西処理区につきましては、区域内人口853人ございまして、同様の例で計算しますと、約310万円前後ということになります。また、沖浦東処理区につきましては、区域内人口が426人ということになりますので、1世帯あたりということで計算しますと430万円前後ということになります。また、日良居処理区につきましては、区域内が1,164人人口でございますので、約270万円ということになります。また、秋処理区につきましては現在事業継続中で確定事業費でございせんが、計画事業費ベースからしますと、約1世帯当たり360万円前後ということになります。また、和田処理区につきましては、世帯当たり、秋処理区と同じ360万円前後ということになります。また、片添処理区につきましては1世帯あたりが約660万円、安下庄処理区につきましては1世帯あたりが350万円前後ということになります。

今、私が処理区ごとで申し上げましたが、この処理区にはいろんな特殊要件がございます。例えば、端的な例が例えば片添処理区、今660万円と申し上げましたが、この地域には夏場非常

に利用される観光施設がございます。したがって、そういった観光施設等がフルに稼働した場合の処理が大要な形での処理施設が設けられておりますので、一概に1世帯あたり幾らだから、これが高いとか低いということには該当しないということもお含みおきをいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 具体的にありがとうございました。

いずれにしても、後の維持管理等に関しても、また、事業費の世帯割にしても260万円を下るところがないというような形の報告をいただきましたけど、実際厳しい方向には負担は増になってくる町として。ことではありますけど、やはりこれは先ほどから申し述べておりますとおり環境保全とかいう、本当に今、瀬戸内海の海をしっかりと守るといって、そういった政策的な立場としてしっかりとその辺のことを踏まえた形で今後も事業の展開の方をよろしくお願いしたいと思います。

また、かつ合併処理槽等の補助等を拡大して、より一層、環境保全には拍車をかけ、かつそういった合併槽の推進ということは、逆に後からの維持管理費等もすべて個人の負担ということも大きく軽減されるところでありますので、その辺もしっかり配慮をいただく中に事業の展開をしていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、14番、松井岑雄議員。

議員（14番 松井 岑雄君） それでは、2点ばかり一般質問をさせていただきます。

最初に妊婦検診費用の増大を求めると題しまして御質問を申し上げます。

先般、議会報告でお知らせをいたしましたとおり、民生常任委員会視察研修で岡山県の勝田郡の奈義町を訪問させていただきました。奈義町では旧大島町の規模程度と類似してございましたけれども、住民の投票を得て合併をされなかった町でもございます。この奈義町の子育て支援事業の中で、大きく分類をいたしておりますのは、8事業の公費の負担を行っておられます。町単独で行っている安らぎ福祉年金事業として、母子年金、父子年金が7月、11月、3月に分けて交付されているのも圧巻であります。妊婦健康診査公費負担回数を平成19年8月より2回から5回に改めまして無料診断券の発行をして交付をされております。当周防大島町では妊婦出産の救急医療のたらい回しはお聞きいたしておりませんが、安心・安全の観点から、本町におかれまして、10回程度の妊婦健康診査無料券の発行がなされますようお願いするとともに、なお里帰り出産をされ、希望される方にも適用できるかどうか、お聞きするものでございます。

2点目は義務教育児童の医療費の無料化についてお聞きいたします。

これ新聞紙面で発表されたものでございますけれども、島根県の吉賀町は2008年度から子育て支援を通じて定住促進対策の一環として、中学生までの子供の入院医療費を無料化する、中学卒業までの無料化するのは島根県でも初めてであります。中国5県を見てみますと、約6市町村が実施をいたしております。この吉賀町は就学前の子供は309名、小中学生が567名であります。昨年度の医療費実績などをもとにして計算し、試算したところでございますと、年間に約2,000万円の費用負担と推測されておられるようです。

どこの自治体でも経営難な中でございますが、この吉賀町の意気込みは少減される経費なども充てて、来年度の一般会計の当初予算に盛り込む方針を決定されております。原油の高騰とともに生活費がかさみ、想定できない医療費を負担し、各家庭も大変だと思われまます。子育て世代を応援し、若者世代が住みやすい町として定住者の増加につながればうれしいとの町長の弁が記事になっておりました。

本町におかれましても財政面で楽とは申し上げられませんが、子育て支援の一環として定住促進策としてぜひ実施されますよう、お願いを申し上げ、町長の御答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。中本町長。

町長（中本 富夫君） 松井議員さんの2点ほどでございますが、まず、妊婦検診費用の拡大を求めるといことについてお答えをいたします。

近年、高齢やストレスを抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由によりまして健康診査を受診をしない妊婦も見られるところでございます。母体や胎児の健康確保を図る上で妊婦の健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところでございます。

また、少子化対策の一環といたしまして妊娠中の検診費用の負担軽減が求められております。妊娠、出産にかかる経済的な不安を軽減をし、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、自治体におきましては公費の負担の充実を図る必要性が指摘をされているところでございます。少子化が著しい本町におきましても、元気な子供を産み育てることを目標にいたしました健康づくり事業に力を入れて推進をしておるところでございます。

そのためには、妊娠期からの健康管理が重要であります。妊婦検診につきましては、受診勧奨、受診状況の確認あるいはまた、受診後の要指導者への対応を行っておるわけでございます。妊娠期の望ましい健康診査回数は母性、乳幼児に対する健康診査及び健康指導の実施についての通知によりますと、13回から14回と考えられるわけでございますけれども、財政の厳しい折、健康な妊娠出産を迎える上で、最低限必要な時期、内容を考えますと、少なくとも5回の検診が必要であろうかと思っております。現状の2回から5回の公費負担回数の増加が望ましいと考えられるこ

とから、県内の状況を見極めながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、里帰り出産をされる方への公費の負担につきましては、県内の病院での利用につきましては適用されますが、県外での受診は特別な理由を除きまして対象外となっておりますのでございます。

それから、2点目の義務教育児童の医療費の無料化についてのお尋ねでございます。今、吉賀町のお話も出ましたけれども、福祉医療制度の中の乳幼児医療費の助成制度における町単独の助成枠の拡大につきましては、これまでの一般質問では対象年齢の拡大は行わないとの答弁をしておりますけれども、このたび財政交付金の特別事業の対象となることから、新たに周防大島町ちびっこ医療費助成事業といたしまして、小学の1年生から6年生までの個人負担分を無料化とする方向で、先ほど周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金条例の制定等を上程したところでございます。

さきに提案をいたしました補正予算及び基金条例の御議決を賜りましたならば、周防大島町ちびっこ医療費の助成要綱を新たに制定をいたしまして、小学校1年間から6年生までの医療費の無料化を図りまして子供を育てやすい環境を整備をするとともに、子育て世代を応援をいたしまして、若者が住みやすい町を目指してまいりたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 質問途中でありますので、ここで暫時休憩をして、2回目からの質問は午後1時からにしていきたいと思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開いたします。

先ほどの松井岑雄議員の一般質問を続けます。松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） それじゃ、引き続きまして再度質問をさせていただきます。

最初の妊婦の健康診査公費負担回数の拡大をしてくださいと言ったことに対しまして、町長からの答弁、5回程度にはしますよという御返事をいただきました。実は、周防大島の中にも病院がございます、大島病院の中にも産婦人科がございます。ちょっとだけ、ひとつお聞きしたいと思っておりますのは、河村部長さん、ちょうどおってでございますので、大島病院で本年度に何回ぐらいの出産があったかどうかをお聞きしたいと思います。いかがですか。概要で結構でございます。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 済みません。ただいま手元に資料がございませんので、

早急に調べてお返事いたします。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。実は、大島の病院の中に産婦人科があるというのを知らない人も結構いらっしゃるんじゃないかと思うわけですよ。したがって、対外に出ている人はかなりいらっしゃる、そういうふうにお聞きしておりますので、ぜひ 久賀病院さんもあるんですか、済みません。どうも。ということでございますので、ぜひ、郡内にある病院施設を御利用いただけるように口コミで皆さんからもしっかり皆さんに御説明をいただきたいと思います。

とりあえずは、当初の10回ぐらいは申し上げましたけれども、実は6回ぐらいが一番いいという方向性はこの間ある妊婦さんとお話していたらそういうお返事が返ってまいりました。したがって、回数はそんなに多くなくてもいいと、だけれども、非常に正しい診断をしていただけるという病院施設の方からのエコー診断などが、あるいはまた羊水検査だとか、いろんなことをやられるそうございまして、非常に詳しく教えていただけるし、出産までには既に男性か、女性かまでがわかっているというのが現実だそうでございますので、ぜひ回数は最低でも5回は無料診断券を配布をしていただきたい、こういうように思っております。

次に、中学生までの医療費の無料化につきましては、低学年の小学校6年生までを決めておられますというお返事をいただきました。実は、この辺につきまして財政面は非常に厳しいのでございますが、吉賀町のお話をもう一回させていただきますと、職員給与等のカットも図りながら行っているのが、この中学3年生までの医療費の無料化を実施するという、来年度からの当初予算に盛り込みますよという方向性が出ているわけございまして、山口県下でもいろいろ他市町村のつきあいがあると思いますけれども、県の指導等も仰ぎながら、ぜひ子供の将来ビジョンとか子供を育てる親御さんのことを考えますと、私たちがやるべき姿を皆さんに絶対お示しする必要があるなというのがひとつありますので、当初は小学校6年生までの低学年はいけますけれども、2、3年後には絶対に中学3年生ぐらいまでの医療の無料化を図れますよという方向性が出るかどうか、町長ひとつ御答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 乳幼児医療の助成ですが、今、小学校6年生まで、一応今回予定をしておるということでありまして。この制度につきましては、県の制度で行っておりまして、県の制度が就学前までということになっております。この制度が県、全国、都道府県の各々の単位で行われておりまして、就学前までとか、3歳までとか、そういうところもあるようでありまして、山口県においては就学前ということで充実されておるということでありまして。県の方も大変今、財政が厳しいということで県内の市町と担当者と協議をしております。年齢の拡充という

のは県の方も大変厳しいということでもありますので、これから小学校6年生までの医療費の状況など見極めながら、また、県内の市町がどういう状況になるのか、それも見極めながら、また検討していきたいと考えております。

議長（新山 玄雄君） 松井議員。

議員（14番 松井 岑雄君） ありがとうございます。実は積立金のちびっこの医療費の助成事業につきましても非常にありがたい話なんです。答弁要りませんけれども。やはりこういったものをいただきながら、地域にいらっしゃる子供やあるいはまたそれに類する人たちが、しっかり応援できる体制が整えられれば、町民としても非常に喜ばれる事業のひとつかなとこういうふうにも考えておりますので、ぜひ。今、小学校6年生まではやりますよという方向性が出ましたので、その後3年ぐらいの間に義務教育の児童につきましては、すべて大島町の町民であるので、老人医療関係ならず子供までもきっちり網羅してお支えしますよという方向性を頑張ってくださいたいなと、そう思っておりますので、ぜひ、方向性をまたお考えいただきますようよろしく願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で、松井議員の質問を終わります。

.....

議長（新山 玄雄君） 次に、16番、広田清晴議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の通告は、まず第1点、図書館運営について通告しております。さきの9月定例議会におきまして、いわゆる病院問題に端を発して合理化計画が示されました。その中で久賀を本館とし、職員1、司書1、そういう中であとは職員1、パートで対応すると、他のところは、それで実質的には分館化になるのではないかというふうに危惧しております。そこで気がかりなのが、いわゆる図書館法や施行規則、これらが後退する、軽減されたいけないというふうに私は考えております。

そうした中で、私たちは今、気をつけなければならないのは、図書館の大切さ、いわゆる持っている役割、これを大事にしていかと、実際、活字離れだけに終わらない側面があるというふうに考えています。その点で後退しないようにという立場から答弁を求めたいというふうに思います。

2点目は子育て支援及び福祉の支援の拡充ということでもあります。今、松井議員が議論されておりました。そこで、私は中身的には松井議員がいわゆる増進、福祉の増進、子育て支援という格好の中での要求は一致するものであります。ですが、財源部分では少なくとも一致できない部分があるというふうに思っておりますので、若干質問しておきたいというふうに思います。けさの財務省原案などを見てもみますと、大体地方交付税がこの数年間、大幅カットの連続ということであったが、いわゆる4,000億円追加し、大体1兆5,401億円という財務省原案が示さ

れました。そこで、大体周防大島町の来年度の予算状況を推定しますと、今年度よりは交付税で大体1億円ぐらひは少なくともふえるんじゃないか。最低見積もったとしても1億円はふえるんじゃないかというふうに私は見ております。一部には1億2,000万円は下らないだろうという意見もあるかも知れませんが、実際的には厳しく見ても1億円ぐらひ見込めるんじゃないかならうか。その一部を活用すれば、先ほどからずっと答弁されよる、いわゆる再編交付金に頼らんでも財源は出てくる。捻出は出てくるという立場であります。

その点で、私はこれは政策的なものだというふうに考えております。その点で、町長の財源力、これはもう後先になったので、非常に言う方も難しい ありますが、実際的にはやっぱり将来の子育て支援としてのどこに財源を求めるといふのは、非常に政策的な部分で考慮せんにやいけん部分がある。この交付金が切れたら終わりという部分ではないというふうに考えております。やっぱりその制度が将来、この大島町に住んで、本当に子育てするなら大島よという格好にまで充実させていくというのが、本来の私は政策的な求められているところではないかというふうに思います。そこで、財源を含めて実際的に問うておきたいというふうに思います。

次に、住民の生活実態についてであります。これもちょっと今まで議論してきましたが、実質的にこの4年間、いわゆる交付税、三位一体の改革とか、町民の減少等で大体この4年間で15億円ばかり減らされておる、というのも財政当局から言われております。そういう中で実際的には負担増がかなり我慢の限界まできとるといふのも実は実態なんです。それが合併とあわさって、合併のいわゆるバラ色宣伝だけが宣伝されて、実際的にはそうではなかったというのが財源として裏付けられて、かなりの部分が後退しとるといふのが実態です。

そこで、お尋ねしますが、実際的にこの間、いわゆる格差が拡大されたという大きな部分が不公平税制の拡大によるものが大きいと、これは国の改革によるものです。この控除圧縮等の影響、これが1点目です。

そしてまた、当大島町、周防大島町として、実際的にそれじゃあどういふことが合併後行われたかといふ、国民健康保険税、水道料金、介護料金の引き上げ等、制度の持続的維持という理由の中で実際的にはそれぞれが引き上げされた。ここに町民の生活が大変なんだといふのが、私はある意味では隠れているというふうに思っております。その実態報告をまず求めたいというふうに思います。

また、合併後の民生常任委員会にかかわる利便低下と負担増の状況についても通告しております。実際的に民生常任委員会として、先ほど委員が言われましたように奈義町の方に視察に行きました。その結果を踏まえて委員長が委員長報告として議員各位に配布されました。その中身を見てもらうた上で、ぜひともこれを率直な状況を答弁いただきたいというふうに思います。

次に、大島病院建設についてであります。実際と、今まで言ってきたことは行政としてどう説

明責任を果たすか、いわゆる必要性、建てかえの必要性。そして、存在意義、公立病院の存在意義、そして、また、実際的な新たに今回、療養病床として取り組んでいくという政策的なもの、そしてまた、建設における透明性、行政としてのいわゆる建設における透明性、そしてまた、節約、これらが建設にとっては欠かせない課題だというふうに考えております。そういうところをポイントとして町民の皆さん方に説明していくこと、これが私は非常に大事ではないか。

特に なぜかという点をちょっと聞いていただきたいんですが、特に今、国の自治体病院に対する攻撃、これ異常なものがあります。先ほど決議を上げましたが、いわゆる医療の 国の医療費負担分をどう引き下げていくかということに集中する余り、実際的な公立病院、今後も大変なんです。そして、新聞紙上では実際的には全国の公立病院赤字2兆円というのが記事になったり、大変な状況が出ております。ですから、周防大島町として将来どうしても今回建てかえなきゃいけない。これを将来こういうことに対していくんだということで、私は積極的な行政としての説明責任、これは絶対必要であるというふうに考えております。この点で努力を求めていきたいというふうに思います。企業局として努力を求めたいというふうに思います。

今まで病院を建設するに当たって、また、今後の病院運営についてということでアンケートを積極的にやったらどうかという提言をしてきました。しかし、残念ながら後ろ向きといえば語弊があるんですが、実際的には過去、合併前にこういうアンケートをやったから、もう必要ないんだという答弁に終始されてきたというのが議会の実態であります。しかし、考えていただきたいのは、どうしてもやっぱり今後中核病院としてどう位置づけていくかということからすれば、アンケートは今後の病院運営にとっても欠かせない課題だというふうに考えております。その点で、企業体としてどのように考えるのか。また、町長としてどのように考えるのか、聞いておきたいというふうに思います。

最後に、岩国基地の騒音影響についてという通告をしております。これは私は通告締め切り日にきちっと提出しました。その時点では少なくともこの議会中には上がってくることはないだろうという前提で通告しております。それは執行部もわかっておるといふふうに思います。と言いますのは、執行部としては14日の午後、上程することを決めたというのが非公式であるか、公式であるかわかりませんが、そういう状況でありました。

しかし、考えていただきたいのは、何も 防衛施設庁と協議をしたというが、何も明らかになっていないというのが現状なんです。言いますのが、ここにも書いてありますが、いわゆる訓練空域の拡大、これも訓練空域の拡大、これも今から米側と協議ということなんです。そしてまた、硫黄島にかわる訓練地、これも今から協議。ただ、要求としては100海里がありますよということなんです。

実際的に最近の新聞を拾い読みしていると、実は九州の方に手を上げるというところが載っ

ておりましたし、これ九州ということになれば、先ほども若干言いましたけど、大島を横断して訓練に行くわけですね。今までは厚木から硫黄島ですから、実際的には大島はわからんわけです。厚木から硫黄島の場合。じゃが、今後は岩国から九州に行けば、当然コースとしては決まっていなくても横断する格好にならざるを得んのではないかというふうに思います。

また、訓練空域も実際には決まっていんですから、どれだけ広がるかも 訓練空域。訓練空域が決まっていなかった場合に大島上空でドンパチするわけではないという人がおられたんですけど、実は訓練空域の拡大というのはかなりの影響が出てくるんです。大島上空にとっても。実際的にはひどいものがある。

だからこそ、きちっとした方向性が見えてから、それまではきちっと不安の声があるんだから、少なくとも私は上程すべきではない。やっぱりそれに頼らん町づくりもひとつの政策的な私は立場ではないか。やっぱりあくまでも町民の不安、声にこたえて中身をどれだけ明らかにするか、それが首長の私は仕事である。今の状況では交付金、いわゆる申請にする段階で、それじゃ将来のことはほとんどわからない中で形態としては白紙委任の格好になってしまうというおそれが大なんですよ。

ですから、きちっとした国は安全対策についてどうするのかとか、騒音対策についてどうするのか。もっと見定めてから申請しても結局はおかしくない課題なんです。それをいち早く、例えば申請するということについては、私は今まで町民の皆さん方がいろんな署名活動をやられたり、いろんな町長に対して申し入れ活動をされた。そして、議長に対して申し入れ活動をされた。それから見れば、私は少なくとも今の段階で上程する必要は全くないということなんです。ですから、通告のように慎重にすべきだという通告になっております。ぜひともそれぞれの立場から答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 平田教育長。

教育長（平田 武君） 広田議員の御質問は、町立図書館職員のパート職員の導入計画により、町民の教育と文化の発展に寄与する、健全な図書館運営がなされるか否かを御懸念なさっての質問であろうと思います。

教育委員会としては、合併後の図書館のあり方を考えるときに、1町1館がふさわしいのか。2館、3館、4館がふさわしいのかということをも根本問題として考えたわけでありまして。そして、現在の図書館の利用状況あるいは町民のニーズあるいは広い本町の地理的状況を勘案したとき、四つの図書館の存在を将来にわたって継続することが望ましいという判断に至りました。しかし、現実には行財政改革の進む中でそれぞれの図書館に正規の職員を置き、かつ司書を配置して永続的に運営することは非常に困難な状況にあると考えます。

そこで、教育委員会ではそれぞれの図書館を継続的に運営するために20年4月1日からの町立図書館の職員を久賀図書館に正規の司書2名を配置し、全町にわたる図書館の専門的に事務に従事させる。他の大島、橘、東和図書館の3館においては各図書館に2名の非常勤職員を配置し、久賀図書館の司書との間で指導、連携、協力を密に行い、町民の教養、調査、研究、レクリエーション、さらに各館で現在行われている読み聞かせの会などの図書館業務の要求にこたえていく計画としているわけであります。

厳しい財政状況の中ではございますが、今後とも地域の情報センター、学習センターとしての施設を保持し、図書館としての役割を果たしてまいりたいと思いますので、御理解をお願いして答弁といたします。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） それでは、広田議員さん、たくさんございますけれども、まず、子育て支援につきまして申し上げます。これは議員さん御存じと思うんですが、9月議会でもやっておられます。そのときは3年までを6年までにしてくれという御質問であったように思いますし、御答弁といたしまして財政的に大変厳しいので許される面があれば、というふうに答弁をしておるわけでございます。したがって、このたび再編交付金というようなものが交付されるということになりましたので、これを充てたいということでございます。

2番目の妊婦につきましては、御質問がなかったようでございますので次に行きますけれども、住民の生活実態に関しまして3点ほどの御質問があったように思います。議員仰せのとおり、地方交付税につきましては三位一体の改革によりまして普通交付税、それから特別交付税に臨時財政対策債を加えた、いわゆる広義の地方交付税におきまして平成15年度と比べて約12億円の減額になっております。本町の財政にとりまして大変大きな、深刻な影響を与えておるわけでございます。

1点目の国の制度改正によりましての控除の圧縮等の影響の状況でございますが、これは次の2点目の御質問と同様に、これは昨年12月の議会の一般質問でもお答えをしておるわけでございますので、同じようなお答えになるかとも思いますけれども、平成18年度に影響のありました税制改正の主な五つのものにつきまして、増税額について概算数字ではございますが、お答えをしたいと思います。

五つといたしましては、生計同一妻2分の1の課税の廃止、対象人数といたしましては1,000人でございまして、増税額は170万円、以下申し上げます人数につきましては対象人数で、金額については増税額でございます。

2といたしまして年金控除、20万円の縮減、これが2,800人、既存分が1,600人、それから新規分が1,200人、あわせまして2,800人でございますが、これが1,680万円

でございます。

それから、3といたしまして高齢者控除額の廃止、これが2,000人でございます。既存分が1,000人とそれから新規分が1,000人、あわせて2,000人でございますが、これが1,510万円。

4といたしまして、定率減税の2分の1分の縮小、これは18年度限りで全廃をされることとなりますけれども、対象人数が6,200人、金額といたしまして2,560万円でございます。

5といたしまして、年齢65歳以上非課税措置の廃止、激変緩和措置がとられておりますので、18年度は3分の1課税であります、これが2,800人で360万円あります。

これらの合計といたしまして、延べ人員で1万4,900人、金額といたしまして6,280万円でございます、1人当たり直しますと増税額は約4,200円でございます。

また、19年度に影響のありました税制改正につきましては、所得税から町民税への税源移譲といたしまして概算で7,000人で1億3,000万円が町に移譲されておるところでございます。

なお、これらの改正につきましては、地方税法の改正に伴うものでありますので、全国一律の改正内容となっているところでございます。

それから、2点目の国保税、水道料金、介護保険料等の引き上げの影響についてでございますが、これらの特別会計の保険料や使用料につきましては、収支のバランスのとれた持続可能な健全な運営を目指す観点から、被保険者等の皆様には大変御迷惑をおかけいたすこととなりますが、受益と負担の適正化を図るために合併後、逐次改正をお願いしているところでございます。

なお、これらの改正についても周防大島町総合計画の七つの行財政改革の重点施策の一環といたしまして、計画的に取り組んでいるところでございますので御理解と御協力をお願いする次第でございます。

まず、国保税では、平成16年度に税率の改正をお願いしたところであります。課税実績は8億4,720万円でございます。前年対比からいたしますと16年度と言ったようですが、18年度でございます。訂正いたします。1世帯当たり10万6,166円、1被保険者当たりが6万3,120円あります。これは平成17年度の1世帯あたりが8万5,952円に比べますと1.23倍、1被保険者当たりの5万4,277円と比較すると1.25倍となっております。なお、平成19年度は平成18年度とほぼ同程度の課税状況となっております。

次に、水道料金につきましては、平成19年4月から料金改正をお願いをいたしております。改正をいたしました4月分、5月分の料金は7月の支払いとなっております。まだ、平成19年度の実績は出ておりませんが、料金改正によりまして少し節水状況にあるわけでございます。改正内容は昨年12月議会の一般質問と同じ答えになると思っておりますので、ここでは省略させ

ていただきます。

水道料金は、町内の一般家庭で1世帯当たり2カ月当たりの平均使用水量が17トンで2,960円から3,300円で、340円の増額となります。これは年間に換算をいたしますと、340円の6期分で2,040円負担増となっております。

次に、介護保険料につきましては、制度によりまして3年ごとに見直しが行われることということから、平成18年度に3年間の給付費を見込んだ事業計画によりまして改定をされましたが、調定額は3億5,238万円で、1被保険者当たりが3万6,388円でございます。前年度対比からいたしますと6%の増となっております。

なお、山口県内の基準保険料の平均月額が4,088円ありますが、本町では3,400円と低額に努めたところでございます。これを引き続きまして介護予防等の推進によりまして、保険料の抑制に努めてまいりたいと思っております。

3点目の合併後の民生常任委員会にかかわる利便低下と負担増の状況についてお答えをいたします。本年3月議会の一般質問でもお答えをしたとおり、高齢者等福祉サービスにつきましては、事業の廃止の理由といたしましては、税源移譲により一般財源化された事業、利用者が少ない事業等を精査をしたものであります。自己負担額の見直しの理由といたしましては、介護保険や医療保険等他の制度との公平性に資するため調整したものであることを御理解をいただきたいと思っております。

なお、自己負担の見直しに伴いまして利用者は減少しているのが事実上でございます。合併後に廃止となりました介護見舞金とか、出産祝い金などは財政的に余裕のあるときには非常にいい制度だとは思いますが、しかし、真に必要とされている公的サービスを社会に届けていくということと言いますと、現金給付の場合は求めておられる方々の求めておられるサービスがそれで提供されとは限らないという面があるために、現金給付ではなくて社会保障制度等がとっている現物給付がいいと私は感じておるわけでございます。介護保険制度が創設されたことによりまして、さまざまな高齢者施策の見直しが行われたのは、実はこの点にあるわけでございまして、現金給付ではなくて現物給付が可能になったのであります。真に介護を必要とされる方々には介護を現物のサービスとして行われるようになったという社会的な保険ができたということなので、サービスを抑制をして負担を高めると弱者いじめというふうにうつるかもしれませんけれども、全体といたしましては負担が可能な方にはサービスを必要とされるときには負担を求め、負担が可能な方には応益負担としての税負担を求めていく、これが今の時代に最もふさわしい流れではないかと思っておるわけでございます。

それから、3番目の大島病院の件でございますけれども、私は町民の たびたび申し上げますが、命を守ることが私に与えられた使命だと考えておるわけでございます。今後も3病院を健

全経営のもとで運営していきたいと考えておりますけれども、今後の医療供給体制は急性期の入院医療の平均在院日数がさらに短縮されていくと考えられております。しかし、治療後すぐに在宅医療や介護保険施設に直結することは困難な場合が多く、急性期以降の入院医療を提供する病院、病棟がより必要となってくるわけでございます。また、在宅療養や介護保険施設におきましては、入院を要する状態となったとき、すべての患者が急性期の病院に適應するものではなくて、地域において利用者の状態を配慮した入院医療を提供する病棟、病院の需要も増大すると考えられ、そういった住民のニーズにこたえる必要性があるため、大島病院の新築移転を早急に考えておるわけでございます。

大島病院の入院期間の短縮による早期退院の受け入れを考えていくのが、自治体病院といたしましての使命であると考えておるわけでございます。今後の経営は大きく圧迫をされるというふうに予想をしております。そのためには自助努力しても赤字が出るようでありますれば、私といたしましては長年蓄積をいたしました内部留保の取崩しもやむを得ないのではないかと考えております。

建設の透明性につきましては、町の入札規則に準じまして設計も一般競争入札でいたしました。建設も契約管理課と協議をしながら透明性を高めたいと考えております。節約に関しましても1床当たりの床面積を95平方メートル以内にいたしたいと思っております。予想単価も全国平均を下回っております。その上で患者様のアメニティーの確保と必要最低限の医療機器並びに設備は確保したいと考えております。

住民に対する説明につきましても、周防大島町合併時に行いました住民アンケートで医療の充実を求めることは多くの住民からの希望でもありましたし、周防大島町の総合計画の中にも年次計画といたしまして、大島病院の移転、新築は計画をされ、十分住民への周知は行ってきたと思っております。説明会等も近隣住民に対する説明会を昨年10月7日に行いました。土地収用法に基づきます説明会も5月8日に行いました。その中で医師の招聘や病室等の改善を含め、早くいい病院を建設してほしいなどの要望も多く受けております。平成7、8年に東和病院の増改築をいたしました。平成9年にやすらぎ苑の開所をいたしました。それから、平成10年に大島看護専門学校の開校をいたしました。加えまして、平成12年に橘病院の移転新築並びにさざなみ苑の開所等々を計画し、実行してまいりましたが、その間安定した経営を行ってまいりました。今後も大島病院の移転新築につきましては、議会関係各位の御協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、最後になりますが岩国基地騒音影響についてでございますが、岩国基地再編問題に関しましては訓練空域拡大や硫黄島にかわる訓練地が示されていない、防衛省職員の不祥事等も露見されている中で、交付金を申請することは恥ずかしい行為であり、町民の信頼失墜以外生み

出さない、自粛を求めるといふことですが、御承知のようにこの再編問題につきましては住民の反対署名が7割近くに達しているという状況を聞いており、この数字は見過ごすことのできないものであるというふうには思っておりますけれども、昨年5月に在日米軍再編を実施するため必要な措置をとる政府方針の閣議決定があり、その後に始まった署名活動であったと認識をしております。閣議決定以降今日に至っておりますが、再編問題に関する状況は着実に前に進んできております。先般、本町が一定の理解を示したとされる再編関連特定周辺市町村に指定され、再編交付金の内示がされることには、最早後戻りはできない事情でありまして、交付金の算定基準である進捗率も来年度は66.7%の率で算定されると聞いております。

したがって、賛成するものではないが、やむを得ない状況と判断しているところであり、先月開催をされました中国四国防衛局からの説明の際に、仮に本町が再編交付金の交付を受けない場合、米軍岩国基地の再編計画の撤回はあるのか。何らかの変更があるのかどうかという質問に対しましては、防衛局長は受け取らないとしても閣議決定がされており、再編は着実に進めなければならないと回答をされました。また、交付金を受け、受けないによって計画が変更されるということはないと理解してよいか。再編が進む中で本町が16億円の交付金を受けないことにより再編関連特別事業を実施しなくとも再編は進み、艦載機は移駐をし、交付金はゼロ、関連事業もゼロということもあり得ると理解してよいかとの質問に対しまして、町が交付申請をしないにかかわらず、国は事業を進めていくことになる。平成19年度は既に実施をされており、これに基づいて交付金の交付となると回答されました。その後、11月21日には、大島の静かな空を守る会から交付金を受け取らないよう求める要望書が12月7日には周防大島の安心・安全と地域の振興をともに実現する会から、住民の不安解消に努めるとともに、交付金については福祉の増進と地域発展の基盤づくりに役立ててほしいとする要望書がそれぞれ提出され、しいて振り分けるならば、交付金に対して反対と賛成の立場から要望となったわけでありまして、私はさきの防衛局長の発言や、もろもろの状況を総合的に判断をいたしまして、再編交付金を住民の安心・安全、地域の振興のために活用することが最善の方法であると指導いたしまして、このたびの内示を受けまして交付金の申請を行いたいと考えております。本日一般会計補正予算とそれにかかわります条例制定議案を提出をさせていただいたところでございます。反対の立場の方からすれば、信頼失墜という判断を下すかもしれませんが、かたや米軍再編は歓迎できないが、閣議決定された以上仕方がない現状を認識し一歩進んだ行動をするべき時期だという前向きな御意見もあるということをご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的には、質問といわゆる答弁の部分で、病院に関する部分等、問うてないところもかなりつけ加えて答弁されて、私はいつも質問を考えると、実際的には答弁時間も含めて質問項目を考えると再度表明して、ぜひいわゆる質問に対する答弁に心がけていただきたいということをまず冒頭述べたいというふうに思います。

そして、実際的には、一つは質問項目、図書館問題から行きますが、実際的には交替することはないというのが総体として考えておられるようなのですが、結局はそこにおける職員体制が職員からパートによることによって、実際的には十分な対応ができなくなるというのは、私は危惧の大きな点なんです。といいますのが、さきの9月の行政報告で、久賀にこうこうだというくだりがありますが、実際後調査してみますと、例えばサーバーが故障してから全く対応ができてないとか、そういう実態も明らかになったんですが、その辺もやっぱりきちっと調査した上で、ほかの図書館における部分も実際的には調査してみると、例えば図書館法の中にある、実際的には他との共同で使用するというか、いう格好でいえば負担金が発生するんだが、実際的には周防大島町は負担金を支払ってないとか、そういう部分もありますので、それは議論する間がないんで調査を求めたいというふうに思います。

そして、2点目といきますが、私は子育て支援とかいう部分については、先ほど言いましたように、私なりの推定で来年度交付税を言いました。実際見込み。それで私の質問は交付金に頼らんでも、今言う程度の施策は推進できるという立場であります。午前中1,000万円ということとありますが、今まで大体小学校3年生まで大体500万円弱です。それで6年生まで上乘せしても、トータルで1,000万円という格好になるかというふうに思います。それじゃったら、実際的に推計すれば、実際的には来年度予測されるであろう交付税の増分のうちの数パーセントで子育て支援はできるというふうに私は認識しておりますが、金額的には私はできるんじゃないか、いわゆる数パーセントで、来年度交付税の3年ぶりの増の中でできるんじゃないかというふうに思いますが、その点でどういうふうに考えておるのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ただいま交付税が昨日の財務省の予算原案で地方交付税4,000億円増というような新聞報道もきょう出ておりましたけれども、これにつきましては、確かに地方再生対策額というようなことで、4,000億円交付税伸びますよというようなことであります。で、それに対して約人口規模で推計されて、1万人規模で8,000万円程度、5万人規模で1億3,000万円程度というようなことが新聞にも出ておりました。ですから、単純に今議員さん推計で周防大島町人口2万1,000ですから、1億程度伸びるんじゃないかと。ですから、その数パーセントで子育て支援1,000万円出せるんじゃないかというような議論だろ

うと思いますけど、今20年度の予算編成作業中ですから、詳しいことちょっと申し上げにくいんですけども、今まで私申し上げてきましたとおり、地方交付税につきましては、国勢調査人口、これが減少しております。これの単純に影響で毎年地方交付税7,000万円程度減少しますよというようなことを常々御説明してきておるところでございます。ですから、そういったことで20年度も減少7,000万円は確実にとなると。ですから、仮に1億円、この地方再生特別枠があったとしても、3,000万円しか伸びないということであります。で、なおかつ公債費等々の減、あるいはそういったことで今おっしゃられたように地方再生枠が仮に1億伸びたとしても1億円の増というのはまずあり得ないと。逆にまだ交付税、19年度から比べると20年度はまだ落ちてくるんじゃないかなというふうな推測を私どもはしておるところでございます。ですから、そういった今から予算編成行いうわけですから、確実に不可能だということは申し上げかねますけれども、非常に厳しい状況であるということは変わってないということでございます。議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 財政議論はする時間はないですが、御承知のように、実際的には財政厳しいということでもかなりの引き上げをしたと。しかし、18年度決算を見れば、実は1億円の財政調整基金をふやしたという結果からも、実際的にはあらわれておると、いわゆる財政面からいえば。いわゆる翌年度繰越金を含めて財政調整基金が1年間で18年度決算を見てみたら、1億円実質的な増と、財調の増という結果も真摯に見ていただきたいというふうに思います。それらをもとにやっぱりきちっとした財政見直しを出していかんと、ただ単純に厳しい厳しいと切って詰めていって、結果として基金が、一方では大幅引き上げる中で、一方では基金がふえると、財政調整基金がふえると。確かに節約もあるかもわかりませんが、そういった結果も私は真剣に受けとめていただきたいということを言っておきたいというふうに思います。

それと、実は大島病院部分で大切な部分が抜けておりますが、一つは行政説明、今ずっと答弁されたですね。私が言うのは、議会ではなしにきちっと住民の皆さん方に説明する行政説明責任があるんじゃないかということを常々言いよるんですよ。その辺がわからんと、どうしても答弁が議会の中でそういう答弁をまた同じ答弁になると。今回の質疑のポイントは、いわゆる行政として町民の皆さん方に説明責任を果たしなさいという点なんですよ。その点でどうなのか、ひとつ端的に聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 行政の説明責任ということでございますが、先ほどの補正予算2号でいただいた議決をもって公営企業局の方は年割額、それから今後の工程の変更ということが発生して、きょうから一般にも知らせることができますので、そういったことを御議決いただいた後に広報等で端的に期間とか設計・工事期間等を広報活動させていただくという範囲

内しかできないと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） それ逆なんです。例えばね、議会に示します資料、これは大体例えば全工程を流したり、予算的な部分は当然議会の中で明らかになります。その中で实际的に行政の示せるのは、概算の継続して通った段階から大島病院があるべき姿として示せるというやっぱりきちとせんと、どういう議論がされよるのかということがわかりにくいと。だから私が言いよるのは、広報等を通じてきちとやっぱり一定程度説明する必要があると。これは別に議会の承認が要る要らんは関係ないんです。ましてや、今ちょっと気にかかるので質疑をしちよきますが、实际的に議会に出した資料は、先に地権者等の内諾がされていなければならない。その中で实际的な工程表が初日に届いたわけですが、実は出てくると。例えば、どっかで立ち退き要請をします。その内諾を得て实际的には議会に出てくるという部分は、バッター順からいったら基本的には逆の部分があるんで、これは事業化との関係でよう調べていただきたい。やっぱり前広くに地権者の了解とか地権者のいろんな話し合いをつと詰めて議会に上げてくるというのが流れじゃないかというふうに思いますので。私はそういう流れじゃないと、出したが地権者の了解がなかったんで、また引っ込めたという結果につながる部分があるんで、それはきちとしちよかんにやいけんのじゃないかというふうに思います。その点やっぱりきちとしていただきたい。別にずれちゃあらんというふうに思います。それはもうやる期間は十分あったというふうに思います。その点で誤解がないようお願いしときたいというふうに思います。

また、アンケートの実施についても、前から大体同じ答弁であります。しかし、今後の大島病院の運営のあり方について、きちとやっぱりすべきじゃないか。それが町民の立場での公立病院の役割ではないかという辺にと思いますが、町長の方どう考えるのか、ちょっと聞いておきたい。1点。今後の運営の部分についてね。

議長（新山 玄雄君） 中本町長。

町長（中本 富夫君） 私からいたしますと、住民に住民にとおっしゃいますが、この議会が最高決議機関である。しかも皆さん方は住民代表としてここに出ておられます。したがって、私はこの席で報告するのが住民に知らしめる方法でもあるというふうに思っております。今まで、先ほども説明をいたしましたけれども、3年から組合長をずっとやってきて、いろいろな施設をつくりましたけれども、地区地区へ行って説明をやった覚えはございません。そうした説明をせずに建設をしながら、これは先ほど河村君が申し上げたとおりでございます、広報等に細大漏らさず記載すると同時に、議会では細大漏らさず御説明をしておるつもりでございます。したがって、今度の大島病院につきましても、地域での説明会はしないつもりであります。

それから、私の私見になりますが、これは質問時間からちょっと外してもらっていいですよ。

私がこの大島病院の改築　ちょっと何分あるかね、ちょっと外してもらって、これからの時間は時間外にしたいと思いますが、私の思いを申し上げたいと思います。なぜ私が大島病院を改築したいか。既にこの2病院があって、さらに3病院の改築ということになります。恐らくこの2万人の町に三つの病院があるということは異常であろうというふうにだれが見ても思うだろうと。県からも指摘をされております。異常な体制であるということは指摘をされておりますが、私はそれでもそれに反して3病院を経営したいということでございます。と申しますのが、卑近の例を申し上げますが、私の近所に先般15日前くらいですかね、お医者さんから見放されたがんの末期症状のおばさんがおってんですよ。それでその人の息子さんが私のところに相談に来ました。お医者さんが見放したんですが、これどうしたらよかるうか。お医者さんはもう診ないと言うんですよ。光輝病院が空いてるから、あっこはそういう施設だからあっこへ行きなさいと言われたということなんですよ。で、私のところへ相談に来られましたので、私は地域包括支援センターというのがうちのケアプラザにございます。大島郡の中にも老健施設もありますし、そうした施設もあるんですよ。だからそこへ行って相談したら、その空き部屋があればそれへ入れたらいいじゃないですかということを、その息子さんに申し上げました。そうしたところ、息子さんはお医者さんが光輝病院へ行きなさいと言われたから、その人の面子もあるから光輝病院へ行きますという言われたんですよ。で、がんの末期症状だから、もう意識がないかなんかわかりませんが、私からいたしますと、私もこの島で長い間お世話になりました。最後の末期の症状ぐらいは、この島で殺してあげたいんですよ。子供さんに看取られ、近所に看取られ、知り人に看取られて最後を飾ってあげたいんじやが、それが光輝病院じゃったら恐らく一人静かに、だれも知らない間に亡くなるじゃろうと。いかにもそれが不憫でなりません、私からすると。だからこの島に生まれて私はこの島で御恩返しをしたいと言え、やっぱり三つの病院、そりゃ大変苦しいんです、今お医者さんの確保をするの大変な難作業です。川田君が本気でやってくれるからね、何とか覚悟しておりますが、大変な難作業です。にもかかわらず、これ病院をつくりたいということは、そこにあるんです。大島で生まれた人を楽に大島で安楽させてあげたいというのは私の願いでありますから、これを改修をしたいと、改築をしたいということでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 今の部分は時間外ですから。はい、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、そういうのは前から言われよるわけよ、町長。じゃけその部分をやっぱり例えば広報を通じて、このためにやるんだということを特定の地区じゃないわけよ。全地域に必要性やその部分を町民に知らせていくらということなんですよ。やっぱり行政として、例えば36億円ぐらいの金を使うわけでしょう。ですから、それをやっぱり町民にどれだけ知らずかということが私は大事だと。そして、今特に自治体病院に対する広域がすごいんで

すよ。だからこそ説明責任を果たすということが大事だという点を重ねて言うちょきたいと。決してだれも大島病院を建て替えることを否定しておりませんし、やっぱり私たちも大事な課題だと。財源も含めて論議しておりますので、その辺を否定するものじゃないですが、やっぱりきちとした説明責任は果たすという点は強調しておきたいというふうに思います。

次に移ります。实际的に岩国基地に関する部分で、町長は私は錯覚しちよるんじゃないかろうかというふうに思います。その点まず言いますが、防衛施設庁がやめましたいうことをだれが言うのでしょうか。防衛施設庁というのは、その再編を進める立場なんですよ。再編を進める立場が地元の反対がありますからやめますということをお口で言うのでしょうか。説明に来たときに。だから私があのとときに民主主義というのは何かということと言うたんですよ。それをもとに言うたら、そりゃ全然発想がまずいですよ。あくまで防衛施設庁が無理やりでも進めるという立場なんですよ。それに対して地元自治体は住民の立場から目を見てほしいというのが一貫した方向なんですよ。皆さん方はいろいろおとられます。例えば、先ほど答弁の中に、静かなそりゃ団体以外の団体の方も言われました。確かにいろいろおられるでしょう。しかし、实际的には圧倒的人は一体どうなるのかということなんですよ、实际的に。例えば、59機のいわゆる厚木からの艦載機が来ましたと。今までにない機能を持った戦闘機ですよ。それが極東最大の岩国が基地になりますよと。そのときに騒音の拡大については、先ほどから言われよるように、まだようわからんと言われるわけです。ようわからんだからで、お金さえもらえばいいという立場はね、ちょっといかがなものかと。やっぱり不安の解消に最大限努力するんが首長の立場であって、国との立場との違いはそこにあるんじゃないかということなんですよ。ですから、町長は再編交付金を申請する前に住民の不安にこたえるべきじゃないかということがポイントなんですよ。首長の仕事として。そこんところをどうとらえるのかと。今聞いておりますと、三蒲や浮島で金の使い方について説明会をしたというのも漏れ聞いておりますが、实际的には全周防大島町がうるさくなるんですよ。そこんところ認識が薄いと、結局国がお金をやるから、それじゃもうた方が得じゃないかという発想になるんじゃないかというふうに思うんですよ。その点でやっぱりきちととらえるべきじゃないかということで再質問したいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） あと1分でございますから、簡潔に答弁を。中本町長。

町長（中本 富夫君） たびたび申し上げたので、また重なったことを言うなと言われるかもわかりませんが、私は今まで、きょうも3回ぐらい言ったと思いますが、賛成ではないということは申し上げておるわけございまして、それに対しまして防衛庁の方が理解を示したということに伴いましての再編交付金でございます。したがって、先般の11月の14日の全員協議会の席におきまして、やはり押し進めるんだということをお向こうの方も言われたわけございまして、それならば住民の安心・安全をこれからやって、そのお金でやらな

きゃいけんなど。向こうもそのようなための交付金であるというふうに言われたと思いますので、今後におきましても私は交付金につきましては、住民の安心・安全のために使いたいというふう
に思っております。

議長（新山 玄雄君） 以上で広田議員の質問を終わります。

先ほどの答弁いただきます。河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 先ほどの松井議員さんのお答えいたします。

過去10年間において53件、昨年、一昨年は0件です。平成17年は3件ございました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩をいたします。先ほど総務常任委員会に付託された案件の審査をしていただきたいと思います
思います。

午後2時09分休憩

午後3時33分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、いいですか、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9．議案第27号

日程第10．議案第28号

議長（新山 玄雄君） 日程第9、議案第27号及び日程第10、議案第28号の付託案件を上
程し、これを議題とします。

総務文教常任委員長の審査結果の報告を求めます。伊藤委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 本委員会に付託されました議案第27号平成19年度周
防大島町一般会計補正予算（第4号）及び議案第28号周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金
条例の制定について、審査の結果を御報告申し上げます。

当委員会は、民生常任委員会との連合審査を行い、慎重に審議を行いました。審査の経過と結
果につきましては、報告書にてお手元に配布いたしておいておりますので、論議の主なも
ののみ報告いたします。

将来の騒音に対する被害の心配についてということではありますが、三蒲、浮島だけの問題では
なく、町全体の問題であるので全体で考えるべきである。

また、福祉関係の補助金がカットされてきた、そのあたりを今後検討すべきである。将来的に
は義務教育全域として中学3年まで拡大してほしい。などの議論がなされました。付託されまし
た議案2件については、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。議案第 27 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

議案第 28 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教常任委員長さん、御苦労さまでございました。

これから討論、採決を行います。議案第 27 号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 委員長報告に対して反対の立場から討論いたします。私は一貫して議員のあるべき姿ということで、今日まで 20 年間議論してまいりました。そういう中で大事な視点、それは議員としてはどこに働く視点を置くのかという点であります。少なくとも今現在周防大島町民の中に、多くの不満があり批判があります。批判の最たるものは、いわゆる将来どういうふうな騒音になってしまうのか、全く明らかでない。防衛施設庁はやるやると言うが、執行部まで防衛施設庁の立場に立つのか、そういう不満であり批判であります。御承知のように、地方自治体というのは、地方住民の暮らしや福祉を守る、これを第一義的に考えるべきであります。その中で、今何ら矛盾は解決しておりません。例えば、将来にわたる基地拡大強化による騒音被害、そしてまた、もう 1 点は、米軍兵に対する当然艦載機部隊が集まってくるわけですから、兵員もふえてくるわけであります。そうした中で実際的には事故が多くなるのではないか、そういう疑念であります。私はそういう疑念を払拭する私は立場であります。わずかばかりの今年度 4,900 万円で果たしてそれが償えるか。また、将来の子供たちに対して今回それを選択することがどういう責任を行政は負うのか、この点を考えるなら少なくとも今回の申請、これは見送るべきであります。

次に、連合審査となった時点で私なりに質疑をしましたので、明らかにし、討論にしたいというふうに思います。といいますのが、私は今の岩国の現状について、たびたび委員会でも、そしてまた、本会議でも行ってきました。すなわち岩国基地の拡大強化に対する岩国の状況について、今年度少なくとも 35 億円が未払いである。これは国として絶対やってはならないことであるという点を私は指摘してまいりました。委員の皆さんの中には、今回の 35 億円の庁舎補助金に対して、今回の法律に基づくものだという認識があります。しかし、御承知のように、今回の庁舎建設をめぐる 35 億円の件については、少なくとも 10 年前の SAC 合意に基づきいわゆる約束

事項です。皆さん方の中には口約束だからしょうがない、破られてもしょうがないという言い方をされる方が仮におられたら、私は非常にまずいのではないかとこの点を指摘したいと思います。たとえ口約束であったとしても、例えば地方自治体とそのときの政府の代表、そのところの取り決めが安易に破られたならば、地方自治体の役割、これは果たせなくなります。ましてや前年度分、これはきちっとそれまでの部分は14億円は払われてるんです。井原岩国市長が少なくとも、今回の米軍再編に対してもっと市民の立場からきちっと精査すべきだ、調査すべきだという立場を表明した途端、いわゆる補助金カットの対象にする。これが地方分権を叫ばれる時代に果たしてあっていいことかどうか、この点も主張しておきたいというふうに思います。少なくとも国の政治そのものは、少なくとも地方自治体の円滑な私は運用があって初めて国は成り立つというふうに考えます。ましてや、お金による兵糧攻め、こういうことがあっては絶対にならないというふうに思います。

最後になりますが、私たちは次の子どもたちにも責任があります。といいますのは、今から先生まれてくる人、その子たちが騒音で悩まされることがあっていいのかなのか、これをもっと慎重に時間をかけて私は考えるべきだというふうに思います。結局はそのお金を受け取ると、一歩進んで協力することになるんです、国に対して。私はそういうことにつながる今回の交付金制度そのものにも問題があると思いますが、それを知っておって町長がこの定例議会に提案したということは、絶対にどんなことがあっても許されない、私はそういうことを改めて明らかにしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、今から先もいろんなことが起こってくるというふうに思います。しかし、議員一人一人は少なくとも多くの町民の不安にこたえるのが私は議員の仕事だと。地方自治体の首長は少なくとも国言いなりではなしに、地方住民の悩みをどう腹の底から受けとめるか、この点が大事なんです。皆さん方はぜひともその点を考慮入れて採決にのぞんでいただきたい、このことを明らかにし、反対討論といたします。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場から討論を行います。

本予算は、小学1年生から6年生までの児童の医療費を無料化するために再編交付金を基金に積み立てるための補正予算であります。少子化の進む本町で最も大切な子供たちの支援のために再編交付金を活用する予算であり、子育て世代を支援する効果的な予算案であると認め、本予算に賛成するものであります。

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。はい、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 本日このような形で採決をされるというように思いませんでしたので、討論の原稿を用意してませんので、ここでは私の思いのたけを述べてみたいと思いますけれども、まず、考えていただきたいのは、今までずっと議論をしてきて、皆さんも含めてやっぱりこの艦載機の移転については皆賛成ではないというふうに感じております。町長も容認はしてないと、賛成ではないというふうにおっしゃっておられます。それから、皆さんも心の中では賛成ではないはずですよ。やはりうるさい艦載機には来てほしくないと思うと思います。そこは僕と一致するところだと思います。ただ違うのは、やはり国に対しては反対はできないんだと、国防は大切なんだと、その辺が僕と皆さんと違うのかなというふうに思います。ですが、やっぱり大事なものは心といいですか、嫌なものは嫌と、いけんものはいけんというのがやっぱり言うときに言わないと、うちにはまだ小学生の子供もおりますけれども、この中の議員の皆さんの中にも若い議員さんおられて小学生とか子供さんおられると思いますけれども、子供さんの教育にというか教える場合でも、やはり嫌なものは嫌って言うように教えるんじゃないでしょうか。やっぱり悪いものは悪いというふうに教えるんじゃないでしょうか。そこが大切だと思います。ぜひ嫌なものは嫌と言ってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 私は議案第27号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。先ほどから議案の中でいろいろ議論が出ましたように、本予算は再編交付金を積み立てて、基金に積み立て、小学校1年生から6年生までの医療費を無料化しようという補正予算であります。私もこの議案をいただきましてから、全町民というわけにはいきませんが、最寄りのできる限りの子育て世代、特に小学生の子供をお持ちの子育て世代にいろいろ意見を伺ってみました。現状は非常に厳しいものがあります。皆さん御存知とは思いますが、実際現状の子育て世代、その厳しさというものを切々と訴えられる意見が圧倒的なものでありました。できれば、この現状を自分たちの手で解決したいと。子供の親である自分たちの手で解決したいが、しかし、それは当面無理であろうと、諦めてはいないがそういう気持ちは非常に持っているという意見が圧倒的でございました。ところで、こういうことを今度町はやろうとしておるが、皆さんどうですか、どう思われますかと。特にその財源を求めるのは再編交付金というのがうたってありますよと。どう思われますかと聞きました。その結果、現状をとにかく直してくれと。自分達の世代のことを思ってくれるなら、自分達の子供たちのことを思ってくれるなら、とにかく現状を何とかプラスの方向に少しでもいい方向に直してくれという意見が圧倒的でございました。いろいろ御意見はございましょうが、そういった現状の小学生をこの基金の対象となっております小学生を子供に持っておられる方の意見としては、圧倒的な支持をいただきました。ぜひ私はこれを議案として成立をし、そして、実行してそ

の方たちに少しでも、またその子供たちのためにも少しでもお力になりたいという気持ちになったわけであります。ぜひとも皆様方の協力をいただきまして、ひいては町のためになります。子供たちのためといえば、長い年月を見ればひいてはこの周防大島町、そして、ひいては町民、自分たちのところに、またそのプラスが戻ってくるわけでございます。ぜひとも賛成をして成立をさせて、そして活用していくということを実践をしていきたいと思っております。御協力をよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第27号平成19年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この議案は基本的には子育て支援をどうしていくかということで、本来なら議論されるべきであります。しかし、御承知のように、この議案は交付金を受けるための条例であります。先ほどから議論してきたように、実は要綱を通じて行えば、少なくとも小学校6年生であれ、中学校を卒業する前であれ、実は基金条例を設置しなくてもできる。これは既に御承知のように、今までが要綱で私はやってきたものであるという認識であります。非常に財源が厳しいとき、そして、そのときどきの町長がいろんな言われ方をしても、この制度は守ってきた制度です。今まで小学校3年生まで行うということは、少なくとも守ってきた私は制度だというふうに考えております。にもかかわらず、財源が厳しいからといって、その財源を岩国基地拡大強化にまつわる財源にしてよいのかどうか、ここは私はもっと慎重に議論すべきであるというふうに考えております。午前中から質疑を行ったように、今財政当局とは若干見解が違いますが、少なくとも財務省原案を見れば一定の今までの反対、地域間の格差が広がったから地方に対して済まない、だから一定の地方交付税をふやさなければいけない、これが政府レベルの考え方があります。最低の格差の縮小なんです。そういう中で改めて急いで本年度分、いわゆる要請をし基金条例を使わなければいけない。この理由が一つもないわけであります。

もう1点は、子供たちにどう説明するか。この基金条例ができた経過、これを本当に子供たち

にどう説明するかという点であります。一方で確かに基金条例そのものは否定できない側面があります。といいますのは、それは改良部分です。しかし、その財源をどこにもとめるか、今回の岩国基地再編交付金にそれを求めたら、結局制度そのものを汚すことにつながる。私はそういうふうに考えております。将来子供たちにあの制度ができたのは、岩国の拡大強化が原資になったんだって、果たして子供たちに言えるでしょうか。私は絶対言えないというふうに考えます。少なくとも長くにわたり被害を受ける子供たち、そして、今から生まれてくるであろう子供たちに、胸を張ってこの制度がよいものだと言えるでしょうか。財源をそこに充てることによってその制度を否定することにつながるんです。せっかく長年努力してきたこと、それが財源の中身だけで実際的に基金をつくってそれに充てる、私はその制度そのものを否定することにつながっていくというふうに考えております。汚すものだという考え方です。実際的に皆さん方一人一人今から先孫が生まれて、既に孫もおられる方もおられるかもわかりません。しかし、子や孫たちの世代に、この基金条例のできた経緯、その財源、それは果たして胸を張って言うことができるでしょうか。私はそういうことを明確にするならば、絶対に今回の基金条例、これは許されないといい点を明らかにしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 議案第28号周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金条例の制定について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

先ほどの討論でる申し上げましたが、実はこの地域のといいますか、子育てをされておられる御家庭の意見として、小学生までかという意見がございました。うちにはお兄ちゃんもおるんよ、お姉ちゃんもおるんよ、もちろんきょうの審議の中でも、あるいはいろんな意見の中にもございましたが、中学生までは家におるんじゃけ何とかしてもらえんじやろうかという意見がございました。そういう意見もありましたが、今回この我々が私たちが頑張っていこうとしておるスタートであるこの条例、この制度をまずスタートさせて、そして、お兄ちゃんがおる世代、中学校の世代まで何とか延ばすような努力をみんなですていこうじゃないですかという意見もありました。ぜひともこの現在の条例を動かして、子供たちのためにこの周防大島町のためにぜひ役立てていきたいと思います。そういう意味で私は賛成の討論としたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 次に反対討論はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） どうも先ほどから賛成の議員さんの討論を聞いていますと、どうも問題をすりかえてるとは言いませんが、視点が違うように思います。確かにこの議案第27号も28号も事業としては確かにそれは支援をしてくれるわけですから、そりゃ父兄としては助かるでしょう。しかし、その財源がどこにあるかということを考えると、やはり反対せざるを得ん

です、これは。やはり先ほども申しましたように、やっぱり大島の空がうるさくなるのはもう目に見えてるわけですよ、これは明らかなわけですよ。その引き換えに医療に行くのにただにしてもらおう、それでいいんですか。ただ、家計が少し楽になるだけです。今でも現在でも3年生までは医療費は要らないわけです。よその自治体でも国保であれば3割負担すれば医療は受けられるわけです。丸100%払いよるわけじゃないわけです。やはりそこはやっぱり皆さん一緒に考えましょう。本当に子供たちのためにそれ、今の子供たちが医療費がただで受けられることがいいか、将来うるさくなるのがいいか、どっちがいいかということです。ぜひ考えてほしいと思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 議案28号周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。物価の高騰など厳しい社会情勢の中で、子育て世代の負担増は直接子供たちに影響の出るゆゆしき問題であります。この対策の一環として子育て世代を支援する医療費助成事業基金条例は、まことに時期を得た政策であり、本条例の制定に賛成するものであります。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 議案28号周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金条例制定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから賛否両論の御意見をお聞きしております。町長のこれまでの御説明、また防衛施設庁等の説明等の中にも、反対をしても事業は推進されるんだと。だから決してこのたび医療費と将来の騒音というものを天秤にかけてる話でも何でもないというこの現実を明快にしたいと思うわけでありまして。やはりだれもがうるさいことは嫌です。これはだれ一人一人、お一人お一人聞いてもいいっていう人はいらっしやらないと思います。でもそういったこのたびの決断は、決して平面的なものではないということを明快にしたいわけでありまして。将来に向けてやっぱり国としては国の安全というものを第一に考えるのが当然であります。そしてまた、周防大島町、また岩国を中心とする近隣の市町村は、負の条件を背負わなくてはならない。そういった中に少なからずの交付金ではあるが、地域振興に持って行ってもらうという良識ある判断はないだろうか、そういったところが私はこのたびの交付金の体質じゃないかなともある意味理解はしております。そういった中で決して天秤にかけるのではなく、まず医療費は医療費として使い道としては私は最高の使い道であることを明言したいと思います。そして、それを仮に使わなくても交付金を受け入れなくても再編は進むと、こういった現状の中ですべてをかんがみ中、このたびはぜひ

とも私は賛成の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第28号周防大島町ちびっこ医療費助成事業基金条例の制定について、委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成19年第4回定例会を閉会いたします。

午後4時02分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 平村 真成

署名議員 魚谷 洋一

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員